

令和 4 年 第 2 回

芦北町議会 3 月定例会会議録

開会 令和 4 年 3 月 4 日

閉会 令和 4 年 3 月 15 日



熊本県芦北町議会

令和４年第２回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3・4	金	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 令和４年度施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案等の委員会付託
5	土	休 日
6	日	休 日
7	月	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、上下水道課） 文教厚生（スポーツ・文化振興課、住民生活課、健康増進課）
8	火	委員会審査 総 務（総務課、企画財政課、税務課、会計室、議会事務局）
9	水	委員会審査 建設経済（商工観光課、農林水産課） 文教厚生（教育課、福祉課、コミュニティーセンター課）
10	木	休 会（議事整理）
11	金	休 会（議事整理）
12	土	休 日
13	日	休 日
14	月	本会議 一般質問
15	火	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査・審査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（3月4日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	4
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	9
第1 会議録署名議員の指名	9
第2 会期の決定について	9
第3 諸報告	9
議長諸般の報告	9
行政報告	9
第4 議案第2号 令和3年度芦北町一般会計補正予算（第7号）	10
第5 議案第3号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	15
第6 議案第4号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	16
第7 議案第5号 令和3年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）	17
第8 議案第6号 令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	19
第9 令和4年度施政方針と予算大綱説明	20
（一括議題＝日程第10から日程第18まで）	
第10 議案第7号 令和4年度芦北町一般会計予算	26
第11 議案第8号 令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	26
第12 議案第9号 令和4年度芦北町介護保険事業特別会計予算	26
第13 議案第10号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	26
第14 議案第11号 令和4年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	26
第15 議案第12号 令和4年度芦北町有温泉事業特別会計予算	26
第16 議案第13号 令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	26
第17 議案第14号 令和4年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	27
第18 議案第15号 令和4年度芦北町水道事業会計予算	27

第19	議案第16号	芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	29
第20	議案第17号	芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
第21	議案第18号	芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
第22	議案第19号	芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	32
第23	議案第20号	芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	32
第24	議案第21号	芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	33
第25	議案第22号	芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	34
第26	議案第23号	芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	35
第27	議案第24号	芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について	36
第28	議案第25号	芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	37
第29	議案第26号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	38
7	散 会		38

第2号（3月14日）

頁

1	議事日程	41
2	出席議員氏名	41
3	欠席議員氏名	41
4	説明のため出席した者の職氏名	41
5	事務局職員出席者	42
6	開会 開議	47
第1	発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に対する決議について	47
第2	一般質問	48
(1)	川尻成美議員第1回目一般質問	49
	○竹崎町長答弁	50
	○松本総務課長答弁	50
	○池田福祉課長答弁	51

○佐竹農林水産課長答弁	51
○川尾企画財政課長答弁	51
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	52
○松本総務課長答弁	52
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	52
○松本総務課長答弁	53
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	53
○竹崎町長答弁	53
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	54
○竹崎町長答弁	55
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	55
○池田福祉課長答弁	55
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	56
○池田福祉課長答弁	56
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	57
○川尾企画財政課長答弁	57
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	57
○佐竹農林水産課長答弁	58
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	58
○佐竹農林水産課長答弁	58
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	58
(1) 楠原清照議員第1回目一般質問	59
○竹崎町長答弁	61
○岩田教育長答弁	61
○川尾企画財政課長答弁	62
○長崎税務課長答弁	63
○松本総務課長兼選管委員書記長答弁	63
(2) 楠原清照議員第2回目一般質問	64
○川尾企画財政課長答弁	65
(3) 楠原清照議員第3回目一般質問	65
○川尾企画財政課長答弁	65
(4) 楠原清照議員第4回目一般質問	65
○川尾企画財政課長答弁	66
(5) 楠原清照議員第5回目一般質問	66

○白坂教育課長答弁	67
(6) 楠原清照議員第6回目一般質問	67
○白坂教育課長答弁	67
(7) 楠原清照議員第7回目一般質問	67
○白坂教育課長答弁	68
(8) 楠原清照議員第8回目一般質問	68
○竹崎町長答弁	68
(9) 楠原清照議員第9回目一般質問	68
○松本総務課長兼選管委員書記長答弁	69
(10) 楠原清照議員第10回目一般質問	69
○松本総務課長兼選管委員書記長答弁	70
(11) 楠原清照議員第11回目一般質問	70
○松本総務課長兼選管委員書記長答弁	71
(12) 楠原清照議員第12回目一般質問	71
○松本総務課長兼選管委員書記長答弁	71
(13) 楠原清照議員第13回目一般質問	72
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	73
○竹崎町長答弁	74
○岩田教育長答弁	75
○福井住民生活課長答弁	75
○田中健康増進課長答弁	76
○松本総務課長答弁	76
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	77
○福井住民生活課長答弁	77
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	77
○福井住民生活課長答弁	78
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	78
○竹崎町長答弁	78
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	79
○田中健康増進課長答弁	80
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	80
○田中健康増進課長答弁	80
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	80
○岩田教育長答弁	81

(8) 坂本登議員第8回目一般質問	81
○竹崎町長答弁	82
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	82
○竹崎町長答弁	83
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	83
○竹崎町長答弁	83
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	83
7 散 会	84

第3号(3月15日)	頁
1 議事日程	87
2 出席議員氏名	87
3 欠席議員氏名	88
4 説明のため出席した者の職氏名	88
5 事務局職員出席者	88
6 開会 開議	90
(一括議題＝日程第1から日程第9まで)	
第1 議案第7号 令和4年度芦北町一般会計予算	90
第2 議案第8号 令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	90
第3 議案第9号 令和4年度芦北町介護保険事業特別会計予算	90
第4 議案第10号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	90
第5 議案第11号 令和4年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	90
第6 議案第12号 令和4年度芦北町有温泉事業特別会計予算	90
第7 議案第13号 令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	90
第8 議案第14号 令和4年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	90
第9 議案第15号 令和4年度芦北町水道事業会計予算	90
第10 議員派遣の件	103
(一括議題＝日程第11から日程第16まで)	
第11 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	104
第12 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	104
第13 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	104
第14 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	104
第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	104
第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出	104

7 閉 会	104
-------------	-----

令和４年第２回芦北町議会定例会議事日程（第１号）

令和４年３月４日

午前１０時 開会

於 議 場

１ 議事日程

開会宣告

第 １ 会議録署名議員の指名

第 ２ 会期の決定について

第 ３ 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 ４ 議案第 ２号 令和３年度芦北町一般会計補正予算（第７号）

第 ５ 議案第 ３号 令和３年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

第 ６ 議案第 ４号 令和３年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

第 ７ 議案第 ５号 令和３年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第２号）

第 ８ 議案第 ６号 令和３年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

第 ９ 令和４年度施政方針と予算大綱説明

（一括議題＝日程第１０から日程第１８まで）

第１０ 議案第 ７号 令和４年度芦北町一般会計予算

第１１ 議案第 ８号 令和４年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第１２ 議案第 ９号 令和４年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第１３ 議案第１０号 令和４年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算

第１４ 議案第１１号 令和４年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算

第１５ 議案第１２号 令和４年度芦北町有温泉事業特別会計予算

第１６ 議案第１３号 令和４年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

第１７ 議案第１４号 令和４年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

第１８ 議案第１５号 令和４年度芦北町水道事業会計予算

第１９ 議案第１６号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第２０ 議案第１７号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

- 第21 議案第18号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第19号 芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第20号 芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第21号 芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第22号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第23号 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第24号 芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第25号 芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第26号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

(散 会)

2 出席議員（16人）

1番 楠 原 清 照 君	2番 長 口 隆 君
3番 林 田 燿 宏 君	4番 坂 本 登 君
5番 宮 内 道 則 君	6番 寺 本 順 一 君
7番 古 村 逸 男 君	8番 白 坂 康 浩 君
9番 前 田 徹 一 君	10番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君	12番 川 尻 成 美 君
13番 寺 本 修 一 君	14番 岡 部 恵美子 君
15番 草 野 安 道 君	16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 岩 田 繁 義 君	総 務 課 長 松 本 俊 造 君
企画財政課長 川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長 長 崎 十 三 男 君

住民生活課長	福井成昭君	福祉課長	池田康浩君
健康増進課長	田中公広君	農林水産課長	佐竹貴幸君
商工観光課長	釜辰信君	建設課長	鎌倉博之君
上下水道課長	平田秀臣君	教育課長	白坂達也君
スポーツ・文化振興課長	内田照也君	コミュニティセンター課長	志水哲治君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福田貴司君	次長(課長補佐)	窪田和彦君
--------	-------	----------	-------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣・芦北地域振興財団理事会
期 日 令和３年１２月２日（木）
場 所 津奈木町役場
内 容 常務理事の選定について外
- 3 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 令和３年１２月１７日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 令和２年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外
- 4 金子総務大臣との意見交換会
期 日 令和３年１２月１９日（日）
場 所 芦北町女島活力推進センターゆめもやい
内 容 令和２年７月豪雨災害の「復興まちづくりに向けて」意見交換
- 5 水俣・芦北地域振興計画の推進に関する要望活動・南九州西回り自動車道の建設促進に関する要望活動
期 日 令和３年１２月２０日（月）～２１日（火）
場 所 各関係省庁及び衆議院・参議院議員会館（東京都）
- 6 熊本県町村議会議長会第４回理事会
期 日 令和３年１２月２４日（金）
場 所 熊本県市町村自治会館
内 容 令和４年度会務運営方針及び予算案について外
- 7 熊本県町村議会議長会議長研修会（WEB開催）
期 日 令和４年１月２５日（火）
場 所 芦北町役場議員控室
講 師 東北大学大学院情報科学研究科准教授 河村 和徳 氏

内 容 講演：演題「町村議会のあり方と今後の議会改革 ウィズコロナを意識して」

8 熊本県町村議会議長会第5回理事会（WEB開催）

期 日 令和4年2月3日（木）

場 所 芦北町役場議員控室

内 容 第72回定期総会の運営について外

9 熊本県町村議会議長会第72回定期総会

令和4年2月22日（火）にホテル熊本テルサで開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、一堂に会しての開催は取りやめとなり、書面表決となった。

内 容 令和4年度事業計画及び歳入歳出予算について外

10 熊本県市町村総合事務組合議会定例会

期 日 令和4年2月22日（火）

場 所 熊本県市町村自治会館

内 容 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について外

令和4年3月4日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

芦町監第36号
令和4年2月10日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和4年1月31日

3 検査実施日

令和4年2月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	996,753,909 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	2,986,562,822 円
	歳入歳出外現金	105,105,248 円
	計	4,088,421,979 円
水道事業会計		345,624,912 円

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから令和４年第２回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

まず、全国町村議会議長会表彰です。

議員在職５０年以上の表彰は岡部議員です。女性議員としては全国初であります。岡部議員につきましては、表彰とともに名誉町村議会議員の称号も贈られます。なお、岡部議員は、議員在職５０年以上として全国で２９人目に登録され、全国町村議会議長会の役員室に顔写真を飾られることになっております。

次に、議員在職１５年以上の表彰は古村議員です。

次は、熊本県町村議会議長会表彰です。

議員在職１５年以上の表彰は古村議員です。

それでは、岡部議員より、順次、演壇前にお願いをいたします。

[表彰状の伝達]

○議長（宮尾秀行君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第１ 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１５番 草野君及び１番 楠原君の２人を指名します。

-----○-----

第２ 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から３月１５日までの１２日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から３月１５日までの１２日間に決定しました。

-----○-----

第３ 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第３「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、議長諸般の報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

—————○—————

第４ 議案第２号 令和３年度芦北町一般会計補正予算（第７号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第４、議案第２号「令和３年度芦北町一般会計補正予算（第７号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） おはようございます。

それでは、議案第２号、令和３年度芦北町一般会計補正予算（第７号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ５億９,６３８万３,０００円を追加し、総額を１７２億７,８９８万４,０００円とするものです。

また、第２条で繰越明許費、第３条で債務負担行為、第４条で地方債の補正をそれぞれ計上しております。

歳出から御説明いたします。

予算書は１２ページをお開きください。

款２総務費です。項１目５財産管理費の２億７,３４１万９,０００円は、災害復旧に係る町債の後年度償還に備えるため、普通交付税算入を差し引いた公債費増加見込額の約１０年分の積み立て２億円と、国税収入の増額見込みにより、令和３年度に借り入れた臨時財政対策債の来年度以降の普通交付税算入相当額が先行交付されたことに伴う７,３４１万９,０００円を減債基金へ積み立てるものです。

項３目１戸籍住民基本台帳費の２７７万２,０００円は、デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正に伴う住民記録システム改修に係るものです。

次に、款３民生費です。項２目１児童福祉総務費の２６７万３,０００円は、保育園や放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く保育士や放課後児童支援員等の処遇改善のため、令和４年２月から引き上げる賃金等に対する補助金で、保育士等の２３６万５,０００円と、放課後児童支援員等の３０万８,０００円です。

項３目１国民年金事務取扱費の１３万２,０００円は、年金手帳の廃止に伴う届出書等の様式変更に係る年金システム改修に係るものです。

項４目２豪雨災害救助費の２億６,０６５万２,０００円は、令和２年７月豪雨災害に係る災害救助費国庫負担金の精算償還金です。

予算書は１３ページをお願いします。

次に、款４衛生費です。項１目６生活排水対策事業費の１２３万２,０００円は、芦北処理場ポンプ修繕に係る農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

次に、款５農林水産業費です。項１目１農業委員会費の３６万円は、農地中山間管理機構による農地集積集約化を加速するため、国の補正予算成立に伴い、農業委員会が把握する農地情報等の共有化を目的としたタブレット９８台の購入に係るものです。

項２目２林業振興費の４３２万１,０００円は、木造住宅建築支援事業補助金において、当初見込んだ建築件数が増加する見込みのための１０２万６,０００円と、有害鳥獣被害防止対策事業補助金において、当初見込んだ捕獲頭数が増加する見込みのための３２９万５,０００円です。

次に、款６商工費です。項１目２商工業振興費の３５１万７,０００円は、新型コロナウイルス感染症の第４波、第５波の拡大に係る対策として、熊本県が実施した営業時間短縮要請に対する協力金の確定に伴う増額補正です。

目３観光費の１,６６３万６,０００円は、ヘルシーパーク等町有温泉施設における新型コロナウイルス感染症拡大の影響による入浴料の減少、及び原油価格高騰等の影響による燃料費の増額に伴う町有温泉事業特別会計への繰出金です。

目４芦北海浜総合公園管理運営費の１９４万２,０００円の財源組み替えは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部施設を休止したことによる公園使用料の減額によるものです。

次に、款７土木費です。項６目２住宅建設費の１,４７７万８,０００円は、当初、木造２階建てを想定して予算措置をしていた地域優良賃貸住宅において、木造３階建てを視野に入れ整備を進めることとしたため、３階建てとなった場合に不足する建築設計業務委託料９００万１,０００円と、地質調査業務委託料５７７万７,０００円です。

予算書は１４ページをお願いします。

次に、款９教育費です。項４目７生涯学習センター費の９６万８,０００円は、大尼田生涯学習センターの井戸揚水ポンプが経年劣化により故障したため、取り替え修繕をするものです。

項５目１保健体育総務費の３５０万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、事業を中止したトップアスリート合宿誘致補助金の減額です。

次に、款１０災害復旧費です。項２目１公共土木施設災害復旧費の２,４７６万５,０００円は、国直轄事業である町道川嶽線災害復旧工事の令和３年度事業費が確定したことに伴う負担金の補正です。

目２都市災害復旧費の４４４万円の財源組み替えは、堆積土砂排除事業において、

県補助金が増額となったため、地方債を減額するものです。

次に、款 1 1 公債費です。項 1 目 1 元金の 7 1 3 万 6, 0 0 0 円は、合併特例債の償還期間の短縮及び令和 2 年 7 月豪雨災害に係る小災害復旧事業債の償還時期の前倒し等により不足が生じるため、償還元金を補正するものです。

目 2 利子の 1, 3 4 7 万 8, 0 0 0 円の減額は、1 0 年据え置き借入利率見直し方式で借入れをした町債などの利率確定等に伴う償還利子の減額です。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は 1 0 ページになります。

款 1 町税です。項 1 目 2 法人の 1, 7 8 0 万円は、大手法人の区分変更や、一部事業所の収益増に伴う法人町民税現年課税分の増額です。

項 2 目 1 固定資産税の 5, 4 8 1 万 8, 0 0 0 円の減額は、土地及び家屋の評価替えに伴うもの、また令和 3 年度に限った税制措置として、新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小事業者等に対する償却資産等の軽減措置によるもの、及び災害による資産の減少に伴う減額です。

款 1 0 地方交付税については、減債基金へ積み立てるものです。

次に、款 1 3 使用料及び手数料です。項 1 目 5 商工観光使用料の 1 9 4 万 2, 0 0 0 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、遊具施設の一部を休止したことによる芦北海浜総合公園使用料の減額です。

款 1 4 国庫支出金です。項 2 目 1 総務費国庫補助金の 1, 5 5 7 万 4, 0 0 0 円は、新型コロナウイルス感染症を原因とする熊本県の営業時間短縮要請協力金などへ充当する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1, 2 8 0 万 2, 0 0 0 円と、住民記録システム改修委託料に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2 7 7 万 2, 0 0 0 円です。

目 2 民生費国庫補助金の 2 6 7 万 3, 0 0 0 円は、保育所や放課後児童クラブで働く保育士等の処遇改善に対する交付金です。

目 5 土木費国庫補助金の 6 6 5 万円は、地域優良賃貸住宅建設に係る設計費等の増額分に対する社会資本整備総合交付金です。

目 7 農林水産業費国庫補助金の 5, 0 0 0 円は、農業農村整備事業補助金の対象事業費の増加によるものです。

予算書は 1 1 ページをお願いします。

項 3 目 2 民生費委託金の 1 3 万 2, 0 0 0 円は、国民年金システム改修に係る基礎年金等事務委託金です。

款 1 5 県支出金です。項 2 目 1 総務費県補助金の 3, 7 3 0 万 6, 0 0 0 円は、堆積土砂排除事業へ充当する球磨川流域復興基金です。

目4農林水産業費県補助金の63万3,000円は、農業委員会で購入するタブレットに対する機構集積支援事業費補助金36万円と、農業農村整備推進交付金の対象事業費の増加に伴う2,000円、また、有害鳥獣の捕獲頭数の増加に対する特定鳥獣適正管理事業補助金27万1,000円です。

目9災害復旧費県補助金の3,927万2,000円は、堆積土砂排除事業の事業費確定に伴う都市災害復旧費補助金の増額です。

款19繰越金は、最後に説明いたします。

款20諸収入です。項4目2雑入の595万9,000円は、避難勧告等の災害対応に対して避難所運営の人件費等に充てることができる災害対策費用保険金829万2,000円と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を中止したトップアスリート合宿誘致事業に係る水俣芦北地域振興財団事業助成金233万3,000円の減額です。

款21町債です。項1目5土木費の820万円は、地域優良賃貸住宅に係る公営住宅整備事業債の増額です。

目8災害復旧費の2,026万円は、国直轄事業である町道川嶽線災害復旧工事に係る公共土木施設災害復旧事業債の増額2,470万円と、堆積土砂排除事業の事業費確定に伴い県補助金が増額したことによる都市災害復旧事業債の444万円の減額です。

最後に、款19繰越金です。歳入歳出不足額2億2,526万円に対し、前年度繰越金を充当するものです。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正について説明いたします。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の住民記録システム改修事業から、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費の堆積土砂排除事業まで、21事業、合計21億8,890万円は、年度内完成が困難であるために翌年度に繰り越すものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。

第3表、債務負担行為の補正でございます。令和2年7月豪雨災害に係る資金利子補給と資金保証料の2件、及び4月から業務開始となる吉尾地区から佐敷小学校までのスクールバス等運転業務委託料と、給食センターの調理に係る学校給食調理業務委託料の2件の合計4件、限度額4,559万6,000円を追加するものであります。

6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正です。公営住宅整備事業債は820万円を増額し8,400万円、公共土木施設災害復旧事業債は2,470万円増額し2億3,090万円とし、

都市災害復旧事業債については444万円を減額し3億6,516万円とするものです。起債の方法、利率や償還方法につきましては、表に記載のとおりであります。

なお、15ページに債務負担行為で当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、16ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平松洋一君。

○11番（平松洋一君） 13ページですね。住宅建設費の説明がありましたが、今、川尾課長の説明では、2階建てから3階建てを視野に入れて設計を業務委託をするということでしたが、通常は決定をしてから予算を組んで設計していくというのが普通なんですけど、もうこれは既に令和3年度の当初予算でもですね、予算化されておまして3,500万円ぐらい、合計で3,660万2,000円という予算がもう既に使用されておったと思いますが、これに追加を補正という形で今回1,400万円ほど追加されますが、普通だったらですね、もう2階建てで設計はできているのかなと思いますが、なぜ改めて、その3階にする必要があったのか、大きな構造の変更でございますから、これはもう2階から3階というのは、また予算も増えますしですね、ちょっとその理由があったのかなと思いますので、そのなぜ2階から3階にする必要があったのかというのと、その必要性ですね、理由、必要性、これをお答えいただきたい。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 湯浦の地域優良賃貸住宅の件でございますけれども、この地域優良賃貸住宅につきましては、現在、公募型プロポーザルで設計者を今後決定してまいります。今後、1次審査や2次審査でどのような提案があるか、またその提案の中でどれが採用されるか、2階建てなのか3階建てなのか、現時点ではまだ未定でございます。

当初、木造2階建てを想定していた予算措置をしておりましたけれども、3階建てとなった場合にも対応できるよう、不足する設計費と地質調査費の補正を今回お願いしているものでございます。

県からもですね、その額で設定通知をいただいているところでございますので、今回補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 平松洋一君。

○11番（平松洋一君） ちょっと確認しますが、ということはまだ2階か3階かわからんということですか、今の話では。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 現在のところ、まだ今回、1次審査、2次審査、プロポーザルで設計者を決定し、どういう提案がなされるか、その中で2階建てなのか3階建てなのかを決定してまいりますので、まだ現在のところ決定しておりません。
以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 歳出のほうですけども、民生費の中で豪雨災害に対する償還金が発生しております。当初は617万円でしてあったのが、2億6,000万円超の予算になったのは何ででしょうかね。これは返すわけでしょう。もらったのを返すわけですから、そこの説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えいたします。

豪雨災害救助費につきましては、こちらにつきましては概算払いで救助費のほうを受け取っております。令和2年度にいただいております。それに対しまして、国の精算監査が10月に行われました。この実績に基づいて償還するものでございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第5 議案第3号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、議案第3号「令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） それでは、議案第3号、令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ8,350万7,000円を追加し、総額を25億960万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス給付費の8,350万7,000円の増額は、実績見込みの増、及び令和2年7月豪雨に係る利用料減免期間が令和3年12月まで延長されたことに伴います補正でございます。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料の601万4,000円の減額は、令和2年7月豪雨に係る保険料減免期間が令和3年12月まで延長されたこと、及び介護保険料の賦課更正等に伴い、保険料を減額するものです。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金の5,056万6,000円、及び目6災害等臨時特例補助金の7万5,000円は、新型コロナウイルスに係る介護保険料の減免措置に伴う補填分でございます。

款8項1目1繰越金の3,888万円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

————○————

第6 議案第4号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第6、議案第4号「令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） それでは、議案第４号、令和３年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ１２３万２,０００円を追加し、総額を４億１６８万１,０００円とするものでございます。

また、第２表で繰越明許費の補正を計上しております。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は９ページになります。

款１農業集落排水事業費、項２農業集落排水施設管理費、目２芦北地区農業集落排水施設管理費の１２３万２,０００円は、芦北地区農業集落排水施設の散水ポンプの取り替えに係る修繕料です。

次に、歳入につきましては８ページになります。

款５繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金の１２３万２,０００円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

次に、予算書は４ページになります。

第２表、繰越明許費補正について御説明いたします。

款１項２、事業名、芦北地区農業集落排水施設更新事業１億５,４８２万８,０００円は、本工事で動力制御盤及び変圧器の製作を発注していますが、新型コロナウイルスの影響で、全国的な半導体の不足となり、部品の確保に期間を要することで年度内の完了が見込めないため、繰り越すするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第７ 議案第５号 令和３年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、議案第5号「令和3年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 議案第5号、令和3年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、総額を1億2,784万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1温泉運営費、項1運営費、目1湯浦温泉センター運営費の90万円、目2温泉観光センター運営費の130万円、目3計石温泉センター運営費の300万円は、原油価格の高騰に伴う燃料費の補正です。

次に、歳入につきまして6ページになります。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1入浴料の1,143万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、入浴者数が減ったことに伴うものです。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の1,663万6,000円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 計石温泉センターのことで、予算の金額とかそういうのとはちょっと趣旨が違うかもわかりませんが、湯の温度の調整とかは点検はどのくらいおきになされているのでしょうか。ちょっとこの冬場ですね、温度が低すぎて、ものすごく寒いというのがあったものですから、ちょっとそこを。

○議長（宮尾秀行君） 予算とは違いますが、答えてください。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 温度につきましては、毎日点検を行い、時間ごとに温度を計っております。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第8 議案第6号 令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第8、議案第6号「令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。福井住民福祉課長。

○住民福祉課長（福井成昭君） 議案第6号、令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

予算の総額から歳入歳出それぞれ1,910万1,000円を減額し、総額を2億8,892万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款2項1目1 後期高齢者医療広域連合納付金の1,910万1,000円の減額は、実績により保険料が減額となったことなどに伴うものでございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款1項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料2,503万1,000円の減額、及び目2 普通徴収保険料の593万円の増額は、実績に基づく減額及び令和2年7月豪雨災害に係る減免措置により、特別徴収から普通徴収に切り替わる方が多かったことによるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第9 令和4年度施政方針と予算大綱説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第9「令和4年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。
竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日、令和4年第2回芦北町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年度施政方針と予算大綱について、御説明申し上げます。

令和2年7月豪雨災害から本日で1年8か月となります。未曾有の被害をもたらしたこの災害からの復旧・復興に向け、早期に「芦北町復旧・復興計画」を策定、今日までスピード感をもって各種事業に取り組んでまいりました。生活再建、道路や河川等の災害復旧も進み、少しずつではありますが、日常を取り戻しております。

令和4年度予算は、災害からの復旧・復興を加速化させるため、復興元年プラスワンとして位置づけ、必要な予算を積極的に措置しております。

次に、新型コロナウイルス感染症については、次々に新たな変異株が発生し、未だ収束の兆しが見えず、経済全般に影響を与えています。本町はこれまで感染防止対策として、町内医療機関の協力を得ながら、順調にワクチン接種を進めてまいりました。また、飲食店をはじめとする店舗等の窮状に対し、数々の支援策を講じてきたところです。

国は、新型コロナとの闘いに打ち勝ち、経済を再生させるため、新しい資本主義の実現を経済再生の要と位置づけ、成長戦略にデジタル田園都市国家構想を掲げています。本町としても、国の動向を注視し、復旧・復興を第一に、経済再生に資する必要な対策については、今後も躊躇なく実施してまいります。

それでは、予算編成規模について申し上げます。

令和4年度の一般会計予算総額は、122億5,500万円となり、復興元年であった昨年と比較すると17億4,500万円の減となりました。

歳出については、災害復旧費に15億8,303万6,000円、普通建設事業費には12億5,168万6,000円措置しております。

歳入については、長引く新型コロナウイルス感染症や、令和2年7月豪雨災害の影響による町税や使用料の減額が見込まれる厳しい中、町税については前年度比3,437万7,000円減となる18億2,818万円、国県支出金31億4,065万9,000円、町債12億2,180万円を措置しました。また、地方交付税につ

いては、３７億４，０００万円を見込みました。

以下、主な施策について、復旧・復興計画の内容も踏まえ、説明いたします。

第１は、地域活力と雇用を生み出す産業づくりについてであります。

本町の基幹産業である農林漁業は、豪雨により甚大な被害を受け、現在も農地、農業用施設、林道の復旧を関係機関と連携し着実に進めており、特に広域的な被害を受けた吉尾地区等については、基盤整備を含めた創造的復興を推進します。

農業の振興につきましては、耕作支援を引き続き実施するとともに、新規就農者を支援し、人材の確保と育成に努めてまいります。

また、果樹振興については、園内道路整備や優良品種の苗木導入などに対する支援を継続するとともに、新たな作物の栽培、実証にも取り組んでまいります。

鳥獣被害対策につきましては、ＩＣＴを活用したスマート農業の推進を図り、地域おこし協力隊と猟友会が連携した新たな捕獲体制を構築してまいります。

林業振興につきましては、伐期を迎えた森林の伐採や、搬出作業の支援を継続するとともに、皆伐後の再生林へ適切な更新を実施するための植栽や、苗木の食害を防ぐための防護柵設置への支援を行うとともに、本町独自の木造住宅建築支援事業による被災した住宅再建に対する支援を継続してまいります。

漁業の振興につきましては、海底耕耘を継続し、漁場の環境改善を図るとともに、漁業者の負担軽減や所得向上策として、漁船保険料の補助や各種放流事業を継続してまいります。また、田浦銀太刀のブランド力強化に対する支援を行ってまいります。

商工業の振興につきましては、商工会を中心とした復興イベント開催を支援するほか、プレミアム付商品券発行補助金も引き続き措置し、商工業の育成強化及び町内での消費喚起による地域経済の活性化を図ってまいります。

企業誘致につきましては、新たに整備したサテライトオフィス田浦及びサテライトオフィス計石を活用し、進出企業と連携した地域課題解決への取組を進め、地域の活性化と進出企業の定着を図ります。また、デジタル技術に精通した地域活性化企業人を募集し、地域ＤＸを推進してまいります。

観光振興につきましては、観光うたせ船を中心とする旅行商品造成や、観光うたせ船の担い手確保に資するため、地域おこし協力隊と連携して事業を進めてまいります。また、芦北町を舞台としたテレビアニメ「放課後ていぼう日誌」が、訪れてみたい日本のアニメ聖地８８に認定されたことを活用し、新たな観光資源として全国への情報発信に努めるとともに、観光イベントにつきましては心の復旧・復興につながる取組を進めてまいります。

芦北海浜総合公園は、コロナ禍での自然環境を生かした癒しの空間が提供できる

ような公園運営に取り組みます。

観光施設については、御立岬公園に建設中である新キャンプ場の令和4年秋のオープンに向け、観光PRを行い、観光施設の魅力向上と更なる活性化を図り、誘客への取組を進めてまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、町内事業者と連携し、返礼品の充実を図るとともに、地方創生と災害からの復旧・復興のための財源確保策として、熊本県が認定する共通返礼品の取扱を開始します。

第2に、地域で守り育てるまちづくりについてであります。

被災者の生活再建支援につきましては、地域支え合いセンターと連携し、1日も早く被災前の日常生活を取り戻せるよう、被災者に寄り添いながら丁寧に行ってまいります。

また、災害により住宅を失われ、自ら住宅を確保することが困難な方に対しましては、災害公営住宅の整備や女島仮設住宅の利活用も視野に入れ、適切な住まいの確保を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方の心身の状況やニーズに配慮した福祉サービスの提供に努めるとともに、障がいに対する理解の促進、及び社会参加への機運醸成を図ってまいります。

地域福祉につきましては、令和4年度からの第4次地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会や民生委員、児童委員と連携し、取組を推進してまいります。

児童福祉につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減に引き続き取り組むとともに、児童の安全・安心な保育環境を確保するため、保育サービスの向上や保育所等の施設整備に対する支援に努めてまいります。

健康づくり事業につきましては、「生涯現役、健康寿命の延伸」に向け、ライフステージに合わせた取組を引き続き推進してまいります。

第3に、郷土の未来を育む人づくりについてであります。

学校教育につきましては、教育現場に精通した指導主事による若手教師の授業力向上や学校現場に対する指導体制を強化するとともに、1人1台配備したタブレット、ICT機器を効果的に活用したりリモート授業や、持ち帰り自宅学習の取組など、児童生徒の学力向上を図ってまいります。また、被災により心身に不安を抱える児童生徒への心のケアについても、きめ細やかに行ってまいります。

学習環境の整備充実につきましては、学校施設の適切な改修工事、修繕を行ってまいります。

スポーツの振興につきましては、社会体育クラブや総合型地域スポーツクラブ等の支援を行うとともに、全国大会等の出場者を支援し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図ってまいります。

体育施設につきましては、令和3年度に着手した町民総合センターの大規模改修工事を継続して行い、安全で安心な利用環境を整備してまいります。

なお、第77回熊本県民体育祭が11年振りに、水俣芦北地域で開催されることから、大会の成功に向けて取り組んでまいります。

生涯学習の推進につきましては、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、子どもたちの活力を地域の中に還元していく地域学校協働活動を推進してまいります。

文化振興につきましては、文化講演会など、文化・芸術にふれる機会を提供し、文化意識の高揚を図るとともに、全国大会等の出場者を支援し、文化活動の振興を図ってまいります。

文化財の保存・調査につきましては、被災した文化財の復旧を継続して行います。

芦北町総合コミュニティセンターにつきましては、令和2年12月の開館以来、約7万5,000人の来館者数となっており、コロナ禍でありながら、予想を超え、多くの方々に利用いただいています。今後も、世代間、地域間の交流と学びの場として、人々が集い、豊かな心の人づくりの場となるよう、施設全体の魅力向上と、安全・安心で快適な利用環境の提供に努めてまいります。

星野富弘美術館につきましては、本年度、開館創立15周年を迎えました。引き続き、展覧会や公募展を開催し、姉妹館である群馬県の富弘美術館と連携を図りながら、文化芸術事業の充実に努めるとともに、詩画を通じた心の教育を推進してまいります。

国際交流につきましては、コロナ禍の影響で活動できませんでしたが、引き続き、国際交流協会と連携し、多文化共生事業に取り組んでまいります。

第4に、暮らしを支える基盤づくりについてであります。

交通基盤の整備につきましては、引き続き、被災した道路・河川の復旧を最優先とし、早期の復旧を図り、計画的な舗装、維持修繕、橋りょう点検を行い、交通の安全確保に努めてまいります。

自然災害対策につきましては、内水の氾濫等により、浸水被害のあった地区の排水解析調査を実施し、調査結果を踏まえ、安全で安心な生活環境の整備に取り組んでまいります。

県営事業につきましては、急傾斜対策、道路改良工事、港湾整備等の負担金を措置するとともに、豪雨により被災した施設の早期復旧を要望してまいります。

公営住宅につきましては、災害からの復旧・復興に向け、自力では住宅再建が困難な方の恒久的な住まいを確保するため、災害公営住宅の建設を進めるとともに、人口減少対策として子育て世代の移住・定住を促進するため、地域優良賃貸住宅の建設を進めてまいります。

また、豪雨災害により空地となった土地等の活用を推進するため、賃貸住宅の建設に対する建築費の補助制度を創設し、移住・定住の確保及び地域経済の活性化を図ります。

交通対策につきましては、鉄道事業者やバス事業者による地域間交通の路線維持と、町民に親しまれる持続可能な地域内交通の充実を目指します。

防災対策につきましては、災害対応に必要な実効性の高い各種計画や、マニュアルの作成、見直しを行い、様々な災害に対して迅速・適切に対応できるよう、体制の強化を図ります。

逃げ遅れゼロを目指す取組として、地域防災力強化支援事業補助金や防災士育成事業補助金を新たに措置するとともに、車中泊避難等を想定した高台避難場所に活用などを進めてまいります。

また、自主防災組織、小中学校、福祉施設などを対象に、防災講話等を実施し、避難行動の習慣化を図ってまいります。

防犯対策につきましては、防犯灯及び防犯カメラの設置に対する補助金を引き続き措置するとともに、老朽危険空き家解体の補助制度を創設し、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

水供給対策につきましては、水道区域外の地域に対して安全・安心な生活水の確保に取り組んでまいります。また、生活排水対策につきましては、引き続き浄化槽設置に対する支援を行ってまいります。

環境対策につきましては、植物由来の原料を使ったバイオマスプラスチック製の家庭用指定ごみ袋の導入に向けた取組を試行的に行い、プラスチックごみの削減、二酸化炭素排出抑制により、環境負荷の軽減に努めてまいります。

水俣病関連につきましては、各種相談に対して、きめ細やかに対応するため、相談窓口を継続して設置するとともに、情報発信支援事業、もやしなおし事業、地域再生事業に引き続き取り組んでまいります。

第5に、住民と行政の協働のまちづくりについてであります。

まちづくり支援事業については、今後も引き続き、地域の自主的な活動を支援します。

また、芦北高校の入学者確保と、さらなる魅力向上に資するため、ICT環境の整備による独自性のある授業構築のための支援など、学校、地元企業、行政が一体

となった取組を進めます。

地域おこし協力隊につきましては、現在5名の隊員により、様々な地域協力活動を行っております。引き続き、活動を通して地域の活性化を図ってまいります。

また、併せて、町への定住に向けた支援を行ってまいります。

移住・定住対策につきましては、新たに移住コーディネーターを任用し、相談体制と情報発信を強化します。

公共施設の計画的な整備等の推進につきましては、個別施設計画を基に町有施設の長寿命化を推進するとともに、本庁舎の非常用電源等の整備について検討を進めてまいります。

町の情報発信につきましては、引き続き、広報あしきた、まちだより、ホームページを活用した情報提供に努めてまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業の事業勘定につきましては、各種健康づくり推進事業を実施する中で、国保財政の健全な運営を堅持してまいります。

また、18歳以下の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を、引き続き全額減免いたします。

直診勘定につきましては、診療所が被災し休診中のため、引き続き町内医療機関までの送迎を行い、受診できる体制づくりに努めてまいります。

介護保険事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、介護・医療の支援を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、芦北地区処理場の更新工事を行い、施設の長寿命化と適正な維持管理に努め、持続可能な運営を目的とした施設の更新計画に取り組んでまいります。

生活排水処理事業につきましては、引き続き適切な放流水質の確保に努めてまいります。

町有温泉事業につきましては、各施設の老朽化が進んでいる現状から、快適な入浴環境の確保と、より一層のサービス向上につなげるため、適正な維持補修計画を策定して、温泉施設の長寿命化を図ります。また、空きスペースを活用して、ヨガ教室を企画するなど、温泉利用者の満足度を高めて、利用客数の増につながるようなサービスを提供することで、温泉施設の環境改善に努めてまいります。

奨学資金貸付事業につきましては、向学心に富み、有能な素質を有し、経済的な理由で就学が困難なものに対して貸付を行います。

後期高齢者医療事業につきましては、健康診査委託事業や人間ドック健診補助を

実施し、町民の健康保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

公営企業会計である水道事業につきましては、安全・安心な水道水供給のため、引き続き老朽化した水道管や施設の更新を計画的に実施し、安定経営に努めてまいります。

以上、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた令和４年度の予算総額は１９３億７，５４０万円となっております。

今や、東欧における武力を伴った現状変更によって、国際秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態のなか、世界的な感染症の流行、大規模・激甚化する自然災害、本格的なデジタル社会の到来など、近年にない社会変革を迎えています。不安と期待が交錯する渦中であって、光り輝く郷土・芦北町を築くべく、「すべては次代を担う子どもたちのために」、全力を傾注してまいります。議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

最後に、今議会は議員各位におかれては、任期最後の議会となります。これまでの行政全般への取組、とりわけ豪雨災害の復旧・復興に対して、スピード感をもって取り組むことができたのも、議員各位の御理解と御協力があったからこそであり、深く御礼申し上げます。今後、再出馬される予定の皆様には、再選を目指し、奮闘されることを祈念申し上げまして、結びとさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。１０分間休憩します。１１時２０分から再開します。

—————○—————

休憩 午前１１時１０分

再開 午前１１時２０分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

第１０ 議案第 ７号 令和４年度芦北町一般会計予算

第１１ 議案第 ８号 令和４年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第１２ 議案第 ９号 令和４年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第１３ 議案第１０号 令和４年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算

第１４ 議案第１１号 令和４年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算

第１５ 議案第１２号 令和４年度芦北町有温泉事業特別会計予算

第１６ 議案第１３号 令和４年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

第 17 議案第 14 号 令和 4 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

第 18 議案第 15 号 令和 4 年度芦北町水道事業会計予算

○議長（宮尾秀行君） これから、日程第 10、議案第 7 号「令和 4 年度芦北町一般会計予算」から日程第 18、議案第 15 号「令和 4 年度芦北町水道事業会計予算」については、議会運営委員会からの答申に基づき、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、先ほどの日程第 9「令和 4 年度施政方針と予算大綱説明」で町長の説明もあり、また先の議会運営委員会において委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。

質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 当初予算のほうには質疑をしておりますけども、大綱的にですが、今回、大変、川尾財政課長におかれましては、予算分析表の、増減要因分析という丁寧な説明書類まで出してもらいまして、大変ありがたく、大きな功績じゃないかなと思います。こういうことであれば、質疑のほうもですね、省略される可能性も多いんじゃないかというふうに感謝申し上げます。

そこでですけども、今回、繰入金のほうがですね、2 億 1,000 万円ほど繰り入れするということで増額しております。それは説明のほうに載っておりますけども、この 2 億 1,000 万円の要因というのを大綱的に御説明いただければというのが 1 点。

2 点目は、寄附金のほうがですね、これも 7,100 万円ほど、今回増えるということに、予算を措置されておりますけども、町長の施設方針の中にもちょっと触れられておりますが、増額になる要因はどういう頑張りをされるのかなというふうに思いまして、大変ありがたい寄附でございますので、この 2 点をお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） まずもって、お褒めいただいたこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回、令和4年度の当初予算につきましては、令和2年度被災を受けた後の質問にもちよっとお答えをいたしましたけれども、災害からの復旧・復興を全力でやり、財政的にも非常に厳しい中であってもですね、積極的にやっていきたいというような答弁を申し上げたと思っております。また、復興を成し遂げた暁にはですね、財政の立て直しのほうに向かっていくというようなことで御答弁申し上げました。今回も町長の施政方針にもございましたとおり、復興元年プラスワンとして積極的な予算編成をしたところであります。

そういった中で、経緯を申し上げますと、令和4年度の地方財政計画、総務省が出します財政計画の中で、普通交付税が4%程度、出口ベースで増えるというようなどころがありました。そういったところから、交付税も当初増額として計上して、積極的な予算を計上しようということを進めてまいったところでありましたが、その後、普通交付税の算定の内容が示されまして、県のほうがですね、県内の自治体の令和4年度の見込みを算出して送付してまいりました。その時点で、約2億円程度ですね、令和3年度と比較して2億円程度減るというようなどころで試算がまいりましたので、そこで予算がその分2億円空くわけですが、そこで基金を充当を求めたところであります。そういったところで、積極的に今回その地域経済の活性化も含めてですね、復興からの立ち直りも含めて、積極的な当初行ったことによって、こういった状況になったというのが1点でございます。

また、基金の繰入金の中でもですね、令和2年度で条例制定をさせていただいて、新たに基金を創設したものが2つございます。1つが地方創生臨時基金というもの、また2つ目が災害復興基金というものを新たに創設したところでありまして、今回それをですね、繰り入れを行っております。

まず、地方創生臨時基金につきましてはですね、町内の中小企業者の皆さんがコロナあるいは災害復興から立ち直るためにですね、金融機関から資金をお借りになっております部分について、5年間の利子が無利子にするという制度を設けておりまして、そういったものに対しまして1,630万円程度の繰り入れをやっている。

また、被災をいたしまして、それに対する復興に係る事業を今回新たに組み立てております。防災まちづくり事業でありますとかですね、民間の賃貸住宅の建設を後押しするような事業、そういった被災して更地になった土地に対して建設するようなもの、特にですね。それを重点的にそういったものをしておりまして、たてておりまして、そこに約3,600万円の充当をやって、後押しをしたいというようなどころでありまして、増額となったというようなどころでございます。

次に、ふるさと応援寄附金で令和4年度、3億円の寄附金をいただくということで見積もりをしております。対前年度比7,000万円の伸びというようなどころ

で見込みを立てております。今回、その増額した経緯につきましてはですね、施政方針にもありましたように、熊本県が認めております共通返礼品というものがございまして、熊本県の主要な、有名な商品というんでしょうか、馬刺しとかですね、鶏肉の天草大王とか、そういったものが県内自治体全自治体で取り扱えるような認定をされておまして、そういったものを取り入れて、芦北町のホームページをしっかりと見ていただくと、さらに芦北町の特産品のほうにも波及効果を期待できるというところから、強気で今回7,000万円という措置をしたところであります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号から議案第15号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において、各常任委員長から御報告願います。

—————○—————

第19 議案第16号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第19、議案第16号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第16号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、熊本県人事院勧告に基づき、一般職の職員の期末手当を0.15月減額とし、再任用職員及び特定任期付職員の期末手当については0.1月減額とする改定を行うものです。

昨年12月期末手当の引き下げ相当額につきましては、本年6月の期末手当で調整することとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第20 議案第17号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第20、議案第17号「芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第17号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に合わせ、町長、副町長及び教育長の期末手当について、0.1月の減額改定を行うものです。

昨年12月の期末手当の引き下げ相当額については、本年6月の期末手当で調整をすることとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 21 議案第 18 号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 21、議案第 18 号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第 18 号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に合わせ、議会議員の期末手当について 0.1 月の減額改定を行うものです。

昨年 12 月の期末手当の引き下げ相当額については、本年 6 月の期末手当で調整することとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

**第 2 2 議案第 1 9 号 芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 2、議案第 1 9 号「芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第 1 9 号、芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、職員及び非常用職員の育児休業等の取得環境の充実を図るため、改正するものです。

改正内容は、非常勤職員の取得要件のうち、引き続き在職した期間が 1 年以上との要件を廃止するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知や意向確認、育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備を追加をしています。

附則として、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 9 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 9 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 2 3 議案第 2 0 号 芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 3、議案第 2 0 号「芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第20号、芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正するものです。

改正内容は、主に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護法に統合されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

————○————

第24 議案第21号 芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第24、議案第21号「芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第21号、芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、団員定数の変更、休団制度の創設、報酬の改定に伴い、改正を行うものです。

改正内容の主なものにつきまして、まず団員定数の変更は、現在の団員数や過去の団員数の推移を踏まえ、実態に即した定数とするものです。

休団制度の創設につきましては、長期間、消防団活動に従事することができない団員のため、休団１回につき３年を超えない範囲で休団ができる制度を創設するものです。

報酬の改定につきましては、消防庁が示します消防団員の報酬等に関する処遇改善方針を踏まえ、火災や災害対応等に従事する団員の労苦に報いるため、別表１のとおり改めるとともに、これまでの出動手当を出動報酬に改め、日額８，０００円を上限として、出動時間に応じて出動報酬を支給することとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第２１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２１号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２５ 議案第２２号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２５、議案第２２号「芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。長崎税務課長。

○税務課長（長崎十三男君） 議案第２２号、芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、航空写真付字図等の交付を可能とするため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容といたしましては、町内各所属の事業計画等のみに活用していました航空写真付字図等でございますが、以前より町民の方々からも交付の要望が多かったことから、利便性を考慮し、希望者に対し航空写真付字図等の交付を可能とする

ため、条例を改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用することといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第２２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２２号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２６ 議案第２３号 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２６、議案第２３号「芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。長崎税務課長。

○税務課長（長崎十三男君） 議案第２３号、芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、全世代対応の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容といたしましては、国民健康保険税の均等割額は、年齢や所得に関係なく一律に定額が課せられております。

今回の一部改正では、被保険者全世帯の未就学児にかかっている均等割額を２分の１に減額するものです。

なお、芦北町においては、既に１８歳以下の子どもの均等割額全額を免除しているため、被保険者の税額に影響はございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用することとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第27 議案第24号 芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第27、議案第24号「芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 議案第24号、芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、本年度末をもって芦北町立吉尾小学校が廃校することに伴い、休校となっておりました芦北町立佐敷小学校伏木氏分校、芦北町立海路小学校及び芦北町立海路小学校上原分校をあわせて廃校させるために、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、芦北町立学校条例第2条の表中の廃校となる対象校を削除し、整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第28 議案第25号 芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第28、議案第25号「芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（内田照也君） 議案第25号、芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、芦北町立学校条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、芦北町立吉尾小学校、芦北町立佐敷小学校伏木氏分校、芦北町立海路小学校及び芦北町立海路小学校上原分校の廃校に伴い、別表第1の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり

り可決しました。

—————○—————

第 2 9 議案第 2 6 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 9、議案第 2 6 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第 2 6 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本町が加盟している熊本県市町村総合事務組合の構成団体である宇城市が、令和 4 年 6 月 3 0 日をもって、熊本県市町村総合事務組合規約に規定する交通災害事務から脱退するため、規約の一部を改正するものです。

一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がありますので、本案を提出するものです。

本規約は、令和 4 年 7 月 1 日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 6 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 6 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

—————○—————

散会 午前 1 1 時 4 8 分

令和4年第2回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月14日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に対する決議について

第2 一般質問

（散 会）

2 出席議員（15人）

1番 楠 原 清 照 君
3番 林 田 燿 宏 君
5番 宮 内 道 則 君
7番 古 村 逸 男 君
10番 元 山 秀 志 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 宮 尾 秀 行 君

2番 長 口 隆 君
4番 坂 本 登 君
6番 寺 本 順 一 君
9番 前 田 徹 一 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 寺 本 修 一 君
15番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（1人）

8番 白 坂 康 浩 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	長 崎 十三男 君
住民生活課長	福 井 成 昭 君	福 祉 課 長	池 田 康 浩 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農 林 水 産 課 長	佐 竹 貴 幸 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
スポーツ・文化振興課長	内 田 照 也 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 田 貴 司 君 次長(課長補佐) 窪 田 和 彦 君

令和４年第２回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	川尻成美	1 情報公開度のアップについて	令和２年６月定例会において、情報公開等について一般質問した。 県内オンブズマンによる情報公開度のアンケート調査の結果、芦北町の情報公開度が県内最低であったため、改善を求めた。 ① 町長は答弁で情報公開条例制定から１５年経過しており、総括的に今の時代に沿うような形にしたかどうかという姿勢である。と答弁された。その後、情報公開度のアップに向けて、どのような取り組みを行ってきたのか。	町長及び 担当課長
		2 芦北町復旧・復興計画について	令和３年２月に策定された芦北町復旧・復興計画の期間は、令和５年度までとなっている。 ① （Ｐ２６～２７）住まい・生活再建の支援について、災害公営住宅は計画されているが、それ以外の被災者の住まいの確保はどうなっているのか。 ② （Ｐ３０）「強い農業・担い手づくり総合支援金」の具体的な内容は、どのようなものなのか。 ③ 令和３年８月３１日開催の全員協議会資料に「創造的復興に向けた重点項目」があるが、その中の「なりわい再建の項目（Ｐ２）」に、水産業振興が含まれていないのはな	町長及び 担当課長

			ぜか。	
2	楠原清照	1 ふるさと納税について	① 令和2年7月豪雨を受け、ふるさと納税制度はどのような役割を果たしたのか。 ② 本町におけるふるさと納税制度は、始まりから現在に至るまでどのように推移してきたのか。 ③ 返礼品の現状等はどうなっているのか。 ④ 今後の返礼品の在り方をどう考えているのか。 ⑤ 芦北町民のふるさと納税の現状等はどうなっているのか。	町長及び担当課長
		2 本町の小中学校の学力の現状等について	① 小中学校の学力の現状はどうなっているのか。 ② 学力向上を含む学校教育の充実を図るためどのような取組を行っているのか。 ③ 今後の課題や方針についてどう考えているのか。	教育長及び担当課長
		3 各種選挙の投票率向上について	① 本町における各種選挙の投票率の傾向はどうなっているのか。 ② 10代、20代の若い世代の政治意識の向上や投票行動を促すためどう取り組んでいるのか。 ③ 新型コロナウイルス感染リスク環境下における投票所の管理対策はどう考えているのか。	選挙管理委員会委員長又は書記長
3	坂本 登	1 除草剤2・4・5・T埋設問題について	① NHKの報道で、除草剤2・4・5・Tが芦北町に埋設してあることが報道された。町民の中に不安が広がっている。国はどのような経緯	町長及び担当課長

		で埋設したのか、町として把握しているか。 ② 除草剤２・４・５・Ｔを何キロどういう形で埋設しているのか。 ③ 除草剤２・４・５・Ｔ埋設地の現状を把握しているか。 ④ 国に対し町として正式に文書で除草剤２・４・５・Ｔ撤去を要請すべきと考えるがいかか。	
2	新型コロナウイルス感染症について	① オミクロン株による感染拡大が深刻になっている。芦北町の感染状況はどうなっているのか。 ② ３回目のワクチン接種状況は年代別にどうなっているか。また、全対象者に予診票はいつまでに発送するのか。 ③ 芦北町の保育園、小・中学校などを含め感染の確認が続いているが、無料でＰＣＲ検査や抗原検査が受けられる場所はないのか。 ④ 今後の町及び学校の定例的な行事やイベントを以前と同様に行う考えはないか。	町長、教育長及び担当課長
3	ロシアによるウクライナ侵略について	① 日本国憲法前文に照らし、ロシア・プーチン政権によるウクライナへの軍事侵略について町長の認識はいかか。 また、芦北町として何ができるか具体的な行動を示す考えはないか。 ② ロシア・プーチン大統領はロシアに軍事攻撃があれば核兵器の使用を示唆し威嚇をした。	町 長

			この言動に対して日本国憲法、特に憲法 9 条及び非核 3 原則を擁護する義務を負う地方公共団体の町長として見解はいかがか。	
--	--	--	--	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

全員お揃いですので、直ちに本日の会議を開きます。

白坂君から欠席届が出ております。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に対する決議について

○議長（宮尾秀行君） 日程第1、発議第1号「ロシアによるウクライナへの侵攻に対する決議について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。元山君。

○10番（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

発議第1号、令和4年3月14日。芦北町議会議長 宮尾秀行様。提出者、芦北町議会議員 元山秀志、賛成者、芦北町議会議員 白坂康浩、賛成者、芦北町議会議員 宮内道則、賛成者、芦北町議会議員 林田燿宏。

ロシアによるウクライナへの侵攻に対する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、芦北町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由につきましては、ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際秩序の根幹を揺るがすもので、明らかに領土保全や武力行使禁止を定めた国連憲章違反であり、断じて許されないものであります。

また、無差別的な攻撃により多くの犠牲者が出ており、一刻も早く戦争を終わらせなければなりません。

芦北町議会としては、ロシアによるウクライナへの侵攻について、厳重に抗議するとともに強く非難する必要があるので、この議案を提出するものであります。

ロシアによるウクライナへの侵攻に対する決議。

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事攻撃を開始した。このことは国際秩序の根幹を揺るがすもので、明らかに領土保全や武力行使禁止を定めた国連憲章違反である。また、プーチン大統領は、核兵器の使用を示唆する発言もしており、決して許容できないものである。ロシア軍は、保育施設、学校、住宅、病院、商業施設、原子力発電施設など、公共施設や民間施設を含め、無差別的に攻撃している。これにより多くの犠牲者が出ており、一刻も早く戦争を終わらせなければならず、ロシア軍が即時に無条件で撤退するよう、強く求める。

政府においては、唯一の被爆国として、核兵器による惨禍を再び繰り返さないよ

う、国際社会と連携し、万全の対策を講じるとともに、ウクライナにおける現地在留邦人の確実な保護や、我が国の経済に生じる影響への対策について、万全を尽くすべきである。

芦北町議会としては、日本国憲法の前文に、「われらは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏が免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と記載があることなどを十分尊重し、ロシアによるウクライナへの侵攻に対して厳重に抗議するとともに、強く非難する。

以上、決議する。

令和4年3月14日、熊本県芦北町議会。

議員各位におかれましては、御審議の上、賛同いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第2 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「一般質問」を行います。

質問通告者は3人です。

通告書は、お手元に配付しております。

質問時間は、従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔にお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、川尻君。

○ 1 2 番（川尻成美君） 皆さん、おはようございます。

登壇して 1 人目の質問であります。最後の一般質問になろうかと思います。

それでは、私は任期最後の一般質問に臨み、4 年間の総括として、2 つの問題について質問をいたします。

1 つは情報公開度のアップについて、2 つに芦北町復旧・復興計画について、まず情報公開度アップについてであります。

私は、以前、情報公開条例を含む質問を幾度かした記憶があります。令和 2 年 6 月議会において、一般質問をするきっかけとなったのが、県内オンブズマンによる情報公開度のアップが、アンケート調査の結果、芦北町の情報公開度は県の最低であった記事が新聞報道され、芦北町民として、議会議員として、啞然としました。アンケート内容はともかくとも、県内町村も同じ質問アンケートであり、本町の改善を求めています。

そこで、町長の答弁を要約しますと、情報公開条例制度から 15 年も経過しており、総括的に今の時代に沿うような形にしたらどうかという姿勢であるという答弁をいただいたのであります。

その後、情報公開度アップに向けて、どのような具体的な改善策に取り組まれたのか質問するものであります。

2 つに、芦北町復旧・復興計画についてであります。豪雨災害から早 1 年 9 か月が経過しております。被災の爪痕は残るものの、復旧は着実に進んでおります。長引くコロナ禍もあり、被災者の御苦労は大変なものだというふうに感じつつ、また復興に対する町当局に対し、御苦労されたこと、またボランティアの多くの方々の支援が大変ありがたく、この場を借りまして感謝と敬意を表するものであります。

また、現在、工事が着々と進んでおりますけども、人手不足の中で工事が安全に進行しますようお願いしてやみません。

そこで、令和 3 年 2 月に策定されました芦北町復旧・復興計画の期間は、令和 5 年度までとなっております。ちょうど中間地点であると思います。

そこで、質問であります。この復興計画は皆さんもお手元に持たれて、見られておると思いますけども、こういう復興計画があります。この計画の 26 ページから 27 ページにあります、住まい生活再建の支援において、災害公営住宅は計画されて、もう設計の段階であります。それ以外の被災者の住まいの確保はどうなっているのかであります。これが、まず 1 点目の質問であります。

2 点は、30 ページに強い農業担い手づくりの総合支援金があります。具体的内容はどうなっているのかであります。令和 3 年度も予算措置してあると思いますし、今までの措置をされた結果、どういう結果であったのかお答えください。

3点目は、令和3年8月31日に全員協議会で資料説明がありました。創造的復興に向けた重点項目があります。その表にあります、生業再建の項目2ページ目ですけれども、水産復興が含まれていないのはなぜかというふうに感じております。復旧・復興計画の38ページから39ページには、水産業の環境整備、創造的復興に向けた取組が明記しており、この創造的復興の重点目標の表には、この水産業の事項が載っていないのでありますので、これはなぜだろうかなというふうに疑問を抱いたのであります。

以上、2つの問題について質問いたしました。任期最後の一般質問であり、善処ある答弁かつ明確に答弁をいただきますよう期待を申し上げ、1回目の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

それでは、川尻議員の質問にお答えいたします。

質問の主題2の①被災者の住まいの確保につきましては、本定例会初日に、令和4年度施設方針と予算大綱説明で申し上げましたが、災害により住宅を失われ、自ら住宅を確保することが困難な方に対し、災害公営住宅の整備や女島仮設住宅の活用も視野に入れ、適切な住まいの確保を図ってまいります。

なお、担当課においては、地域支え合いセンターと連携し、被災者の状況に応じた相談や、支援策の検討など、継続して生活再建に向けて、より沿った支援を行ってまいります。

詳細及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 質問の主題1について、お答えいたします。

町長の御指示もございまして、総合的に運用を見直しております。

まず、交際費については、既に御確認をいただいているかと思いますが、令和3年4月分からホームページにおいて、毎月の使途状況を公開しております。

また、項目については、具体の支出件名、支弁対象者の役職、団体などを公開しております。

次に、開示請求の方法については、これまで規則に定める様式で原本請求を基本としておりましたが、規則の様式の内容を備えたものであれば、様式によることなく請求可能とし、またFAX、メールでの請求も可能とするようにしております。

次に、議会議事録については、令和2年6月の全員協議会で、会議規則の改正について議論いただいております。令和2年9月から過去の議事録も含め、ホームページ

での閲覧が可能となっております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 質問主題2の①について、お答えいたします。

令和2年7月豪雨で被災され、住宅が全壊や半壊、長期避難により居住できなくなった世帯に対し、応急的な住まいとして女島仮設住宅や民間賃貸アパートなどのみなし仮設住宅を負担なしで利用できるよう支援を行っております。また、町営住宅への入居世帯も同様の支援を行っております。

この女島仮設住宅やみなし仮設住宅などを利用されている世帯は、最大で195世帯ございましたが、今年2月までに住宅の建設や購入、住宅の修理、民間賃貸住宅への入居、長期避難の解除などにより、49世帯が住まいを確保され、現在では146世帯となっております。

146世帯の今後の住まいの確保について意向を確認したところ、131世帯は住宅の建設や購入、民間賃貸住宅、町営住宅、災害公営住宅への入居、長期避難の解除後に帰宅などを決められておりますが、15世帯がまだ決まっていない状況でございます。

住まいの確保が決まっていない15世帯に対しましては、県の住まい対策室や地域支え合いセンターと連携して、各種相談会の案内や民間賃貸住宅の紹介、町営住宅の空き室など、様々な情報を提供し、住まいの確保が着実に実現できるよう継続した支援を行っているところです。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 質問の主題2の②について、お答えします。

本事業は、国の農業施策の一つである強い農業担い手づくり総合支援交付金の被災農業者支援型に基づき実施される助成事業です。令和2年7月豪雨において、農業用機械、農業用倉庫、ハウス等に被害を受けられた農業者が、農業経営を継続するために行う修繕・再建等、復旧に要する経費について補助するもので、補助率は事業の内容によって異なりますが、国、県、町、合わせて70%から90%の補助となります。

なお、本事業は被災農業者支援型でありますので、令和3年度で完了となります。
以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 質問の主題2の③について、お答えいたします。

御質問の資料は、芦北町復旧・復興計画で重点施策としています生活の再建、生業の再建及び社会基盤の回復について整理しているもので、芦北町復興推進本部会

議でも活用している資料でございます。

水産業の振興は、芦北町復旧・復興計画には記載をしておりますが、資料については、計画の全ての事項を記載しているものではございません。その時点で特に取組内容や進捗状況の情報共有が必要な事項を整理したものでございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、追質問に移ります。

情報公開度アップには、総務課長も述べられましたように、随時改善されているようであります。

そこで、聞き漏らしたんですけれども、開示を請求するのにインターネットですかね、までされると思いますけれども、今そういう形で開示請求をされた例はまずあるのか、そして私は冒頭書いてありますように、町長も15年もなって改善の余地もあるものと考えerというようにことを言われましたので、まだ条例の改正はないわけですので、どれをどのように改善されるのかという点を、1回何か会議をされたということでもありますけれども、具体的にどういう議論をされたのか、まずこれをお聞きしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

先ほど、開示請求の方法について御説明をいたしましたけれども、答弁いたしました、これまでは規則に定める様式がございまして、その原本請求を基本としたということです。今後、運用を変えておりますので、その規則の内容を備えたものであればですね、様式によることなく請求可能としたと。また、FAX、メールでも可能としたという答弁になります。

実績ですけれども、メールでの開示請求は、今のところございません。FAXが1件あったというふうに認識してございます。

それと、条例改正の余地ですけれども、情報公開条例に関しましては、公文書の開示を請求するですね、町民の方などの手続き等を定めたものでございます。先ほど答弁申し上げた内容につきましては、開示の方法でありますとか、公文書の範囲とかですね、条例の改正をすることなく、十分運用での改善ができるものでございましたので、取り組んだということでございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やっぱり根幹になります条例を基本としてありますので、施行規則などの改善といいますか、町民によりわかりやすくしてもらうようにということはわかりますけれども、やはり私が条例制定をするまでに何回は同僚議員と議論をしたということはもう記憶にありますけれども、その中で私もまた再度、条例を、

規則も見てみましたが、いわゆる一番気になるのが、町民じゃないと見れないという形があります。ほかのところを見てみますと、何人もというところで、町内以外の方も開示請求をされるということで、その点を大分私も議論をしたんですけども、そこが大事になるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。町長を含めて、考え方を。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 条例の第2章の公文書の開示、公文書の開示を請求できる者のところについての御質問だというふうに思います。

基本は区域内に住所を有する方、町外にお住まいであっても、事務所または事業所を有する個人・団体、また勤務する者というふうなことです。必ずしも町に住所がないとですね、できないということはありません。また、実施機関が行う事務事業にですね、利害関係を有すると認められる方についても開示請求ができるようにして、開示も行っておりますので、町民だけにしかないということではないという理解でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 要するに解釈の仕方なのかなというふうにも、私感じられますので、やはり基本となる情報公開条例のほうをですね、やっぱり町民にわかりやすくするように、やっぱり改正しなければいけないのかなというふうに思いますので、やっぱり早い時期にですね、これをもとにして町民は知る権利のほうでですね、なかなか開示請求するには勇気も、町民の方はあるんじゃないかなというふうに思いますので、相当な何かがなからんと、簡単には開示請求はされないと思いますので、その点を町民の立場を考えた中で、町長も言われておりますので、そういう改正に向けて、早い時期を私は望んでおりますが、町長、いかがでしょうか、おっしゃった関係上。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 条例改正につきましては、ただいま総務課長が申し上げたとおり、現行の条例で、その中で進めていくことで可能であるということでもありますので、今後も運用をもって対峙できると思っております。

議会の総意として、どうしても変えるべきだということであれば、議会のほうから御提案いただきますと、執行部でも検討いたします。

それと、ちなみにですね、時代とともに住民ニーズも変わってくるわけですが、平成17年度から今年で17年になるわけですが、開示請求はですね、1年間に0.7人です。1人もいないんですよ。通常の町の広報とかですね、その他インターネット等々、ホームページ等々で、十分間に合っておると

いうことでもございますので、しかし時代のニーズというのもございますし、そういうことを勘案しながら、また取り組んでいきたいと思いますが、これが任意の団体からの問い合わせでありますので、我々はこれに応える義務はないわけですね。しかし、こちらの誠意をもって答えておるというだけであります。

さらにですね、平成27年に一度これが新聞に載っておりますけども、当時、芦北町は30位です。最低が苓北町です。あと、南関町、五木村、水上村と、これらの町村長と話をしましたが、全く意に介しておりませんでした。公的機関のアンケート調査ならですね、相当の信頼性と裏付けがあるわけではありますが、そういう任意の団体のものであるということで、大して重点項目としては扱ってないということではありますが、議員も御提案でございますので、今後しっかりと町民の皆さん方の意に沿う形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 情報公開のアップについては、改善をしておられるのは私もわかっておりますので、情報公開条例を改正する前にですね、やっぱり今のメディア等ですぐ見られるホームページ等発達してきて、見る人も多いわけですので、そこで明確にされるよう、今後さらにスピード化されていくものと存じます。

町長の答弁、だいたい予測しておりましたけども、いわゆるああこうではなくて、町民にですね、はっきり言わずともわかるようにが一番大事なことだと思いますので、それは今、改善されているということで、大いに今後ですね、期待し、今度こういうアンケートがあった場合、上位になることを期待をいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、災害の復旧・復興においてですけども、御案内のとおり、災害公営住宅は2つのところに21戸ですかね、出来るのはもう設計をやっておられて、工事に掛かれるというふうに思います。また、特公賃の町営住宅も設計の見直し等で予算措置をされておりますけども、私、誰しもですけども、地域を回って、特に水害がひどかった芦北佐敷地区とかにおいては、やっぱり歯抜け状態になっておられますし、聞くところによりますと、やはり町外に子どもさんとか親戚のところ引っ越しをしておられる方がおられます。そして、また帰って来るのかなというふうにお尋ねを御近所にしたら、いや、それは無理じゃないでしょうかと言われるものですから、やっぱり昔の景観的にですね、生活の基盤となる、そういう状況であれば、ちょっとやっぱりよろしくないなとかも感じます。ただ、私、前も言ったと思いますが、浸水しますので嵩上げの補助とかですね、やっぱりこれは元のところに住まいを造るという固定観念があると思いますので、そういうのはやっぱり呼びかけをする必要もなきにしもあらずというのではなかろうかなと思います。個人の財

産にはですね、いろいろ問題があるというという答弁もあったんですけど、それはそれなりに、やっぱり町としての支援策というのは、そういうところにあるのではないだろうか。もう、しかし遅いんじゃないのかなとか、もう固めてしまつたらすんじゃないかなと、もう行き先をですね。そういう感じがいたします。そういうことも加味しながらですね、やっぱり情報共有をしながら、芦北町に住んでもらいたいという気持ちは、私ももっていますので、そういうことにはやっぱり嵩上げの問題とか、今後、補助対象にするように考えていただけないかなと思いますけども、いかがですか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 全く御発言のとおりでありまして、私も心を痛めております。具体的な支援策としては、もう議員も御存知と思いますが、中でも嵩上げの補助について検討したらどうかということであります。県と現在協議を進めておるところでございまして、なるべくそういう支援の波及効果が隅々まで及ぶように努力してまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） いわゆるコロナの打撃もありまして、町民はいろんな思いであられるというのを察いたしますし、被災者で災害住宅に住んだり、みなし住宅に住んだりする人も、非常に肩身の狭いというか、不自由な形をですね、とっておられるのはもう現状わかるわけですので、早くですね、住居のほうを安定させていく必要が今後あると思います。

そういう中で、高齢者の方たちが非常に多い被災者住居におられるのを見受けします。女島の災害住宅におられる方、どれくらい今後、その場所でもいいと言われる人がおるのか。あそこのほうは本当現地を使っただき、環境公園等にも芝生がみっちり、きれいに生え、あそこを抛り所に地域の人たち、またいろんな子どもさん方も来ておりましたので、私は地元の声を聞きますと、早くグラウンドぐらいいは元に戻してもらえないだろうかという声が、この頃上がってきております。いつまでこの公営住宅はあるんだろうか、そのままやろうかとかありますので、だいたい3年ですかね、3年を目途に計画されておりますが、まだわからないでしょうか。わかれば、だいたいどのくらいは残して、どういう形という、そういう今後の形はわかっておられるでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えいたします。

まず、女島仮設住宅への継続希望世帯でございます。今現在、3世帯が継続希望をされていらっしゃいます。川尻議員が言われますとおり、高齢者でございます。

70歳以上の高齢者の夫婦世帯が3世帯でございます。

また、女島仮設の供用期間でございますけども、供用期間につきましては、それぞれの被災者の方の再建状況で変わってまいります。その中で、女島仮設住宅に入居されていらっしゃる中には、長期避難の世帯の方がいらっしゃいます。こちら長期避難の世帯の方につきましては、住んでいらっしゃるところの工事が完了しないと、自宅のほうへ戻られませんので、その工期次第で変わってまいります。今現在で、一番長い工期でいきますと、鶴木山地区が大きな災害を受けておりますけども、今現在では令和6年3月までの工期となっておりますので、一番長い方になりますと、この工事が完了次第、女島仮設住宅から再建されるということになっております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今までの例からして、数値的にはだいたい私も把握しておりますけども、釜地区においては新たに別のところに住宅を建てられた方がおりますし、普通、豪雨災害にならないでも梅雨時期にですね、この頃は水が流れる道筋が変わってきておりまして、見に行きますとですね、やっぱり床下にどんどん来る、前とは違った現象の水の道ができて、住めないという方が4、5軒ありますね。だから、そういう方は長期避難をするか、どこかに移転するかという考えで、もう頭がいっぱいのようにあります。大変危険でありますし、県の方も、町を通しながらですね、相談を今、私もやっておりますし、急傾斜あるいは斜坑における水の流れ等は、今計画をされておりますけども、そういう安全・安心なまちづくりを提唱されておりますし、いち早くそういう不安を拭い去って、安心して住める、それが一番のやっぱり条件だというふうに思いますので、常に被災者の住民の皆さんに不安を抱かせない、希望の見える状況をいつも説明をしていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。今の状況を鑑みながら、担当課のほうは。

○議長（宮尾秀行君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 答弁でも申し上げましたとおり、被災者の方に寄り添った形で行ってまいりたいと思っております。被災者の方々の再建意向も日に日に変わってまいります。変化してまいります。それに対応できるようですね、答弁でも申し上げましたとおり、その方々の状況に応じて、様々な情報提供を行ってまいりたいと思っております。

被災者の方々、まだ迷っていらっしゃる方も、正直言って、いらっしゃいますので、そういった方々、着実に導けるようにですね、担当課としても支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 次に移りたいと思いますけども、復興計画の中のこの創造的復興の2ページに水産業がないという形を言いましたけども、ちょっと答弁のほう
が明確じゃなかったというふうに思いますけども、この計画にはちゃんと謳ってあるのに、この令和5年度までの表で示してないのは、明確に何が原因やったですかね。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） ただ今の御質問のように、計画書の中には33ページのほうにですね、記載をしております。昨年8月に実施しました全員協議会の中ではですね、そこまでの進捗状況を特に情報共有していただきたいというところからですね、全ての計画じゃなくて、抜粋した形でですね、作り上げた資料となっております。先ほどの答弁でも行いましたけども、現時点で全てを記載するには資料も膨大となりますし、また説明自体も長時間になりますので、そういった抜粋した形で記載をしたというところでありまして、水産業の振興をですね、しっかりやっていくというのはもう計画に載っている、あるいは総合計画にも載せてございますので、しっかりとその辺は対応していきたいというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それはわかりますけども、一番海に面した地域に住んで、家族もこの海で生業を、生計を立てた子どもとして、私もやっぱり今後の将来を考えれば、漁業というのは非常に苦しいものがある、これは御存知のとおりだと思いますけども、農業と違って、種まいたり、それが出てきて作物が成長する、収穫するということが全然見えないわけであります。今、悲痛な思いでおられますし、魚が獲れない、漁獲が上がらないのは、もう御存知のとおりというふうに思いますけども、1年、2年で、海底耕耘して、清掃してできるものではないというふうに思います。だからこそ、やっぱりですね、長期計画を立ててやらないと、藻場も全滅しておりますので、お陰様で生えそろったところに水害が来て、全滅したという苦労も芦高生ですね、漁協関係者とやったのが、もう悲惨な思いであります。そういうことも重ねて、どうして漁場環境を整えるかというのは、それは町ではできないものの、県・国との協議の中で強くやっぱり計画を立ててやってもらいたい。まだ、農林水産課長も御存知のとおり、1回は干潮時期に見てもらいました流木の沈んだのは取ってもらいましたが、その後は取ってないんですもんね。担当課の県の職員も私と同行して、GPSでその位置をしてあったんですけども、まだやってない。予算がどうのこうのということを聞きましたけども、災害時のことですので、予算が

どうのこうのじゃないじゃないかなと、首を傾げた次第ですけども、まずそこからやる。そして、藻場育成、堆積した泥の浚渫、そういうのを段階的に計画するというのが大事なことと思いますが、いかがですか。町長も含めてお願いしたいと思いますけど。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） お答えいたします。

資料の中にはですね、現時点での取組や進捗状況を挙げさせていただいておりますけれども、水産業につきましても、先の川尻議員のですね、御質問でもあったとおり、被害が及んでいることは十分承知しております。水産業の復旧・復興につきましてもですね、町の災害復興における基本的な取組事項として示しております芦北町復旧・復興計画によって、しっかりと進めてまいると考えておるところでございます。具体的にはですね、先ほどから申し上げられております海底耕うんでありますとか、アマモ場の造成、それから稚魚の放流ですね、こちらへんで町のできる環境の改善、それから浚渫、流木の撤去などは、県のほうに引き続き要望して改善を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 最後になりますけども、強い農業に対して答弁ありましたけども、令和3年度で終わりということでもありますけども、補助率とかはありましたけども、成果としてはどうだったのかということ、補助金の表題、素晴らしいものがあり、びっくりするような表題でありますけども、どうだったのかというのがちょっとなかったものですから、科目はありましたけども、いかがですか。喜んではおられるのは当たり前ですけども。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） お答えします。

令和2年度、令和3年度合わせまして、申請件数で実人数ですけども376名、被災物件といたしまして1,498件、こちらのほうを今年度いっぱい完了ということになります。事業費にいたしますと、総事業費で9億3,168万3,000円余り、補助金額で国、県、町合わせまして8億1,331万6,000円でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） その結果、大変、私も聞きましたところによりますと、やっぱり水害に遭った農機具等の修理等は非常に喜ばれておったというふうに思います。それが強い農業になるのかなとか、定かじゃないんですんですけども、良かったのは良かったというふうに思いますけども、やはりそういう成果をですね、十分分析

して今後の町単独の農業振興に図っていただければというふうに思います。

ちょうど時間になりましたので、終わりたいと思います。この一般質問がやっぱり成果として実になれば、私も非常にありがたいなと思いますので、よろしくお願いをいたしまして、終わりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の質問が終わりました。

次に、楠原君。

○1番（楠原清照君） おはようございます。楠原でございます。

議長の許可のもとに質問をさせていただきます。

さて、令和2年7月豪雨災害から、早いもので1年8か月が経過いたしました。私のこれまでの一般質問を振り返ってみますと、令和3年3月議会では芦北町復旧・復興計画及び関連事項、6月議会では吉尾川、大尼田川の復旧状況と、災害等の非常時の情報伝達手段、9月議会では自然災害に対応する気象観測の現状と情報提供、それと予防的避難における避難所の環境整備、12月議会では令和2年7月豪雨で発生した土砂災害の復旧の現状等について、この以上6項目に当たって質問をさせていただきました。

このように、私は一般質問にあっては、必ず令和2年7月豪雨災害関連の質問項目を取り入れ、町長の姿勢や進捗状況を質したり、提言させていただいたりする中で、町、県、国の復旧・復興事業を広く町民に知らせ、正しい理解と協力を求めることで、最大限後押しをさせていただきました。

本日は、まず通告事項1のふるさと納税についての質問をさせていただきますが、これも実は令和2年7月豪雨災害に関するものとして取り上げさせていただきつつ、その全体像なども明らかにさせていただこうとするものでございます。

そこで、お尋ねいたします。①令和2年7月豪雨を受け、ふるさと納税制度はどのような役割を果たしたのか。②本町におけるふるさと納税制度は、その始まりから現在に至るまで、どのように推移してきたのか。③返礼品の現状等はどうなっているのか。④今後の返礼品のあり方をどう考えているのか。⑤芦北町民のふるさと納税の現状等はどうなっているのか。この5点について、まずはお尋ねしたいと思います。

次に、昨年、令和3年12月16日の熊日記事において、その見出しに全国学力テスト小・高・中・低、県教育委員会地区別正答率を公表とありました。この全国学力テストとは、正式には2021年度全国学力・学習状況調査といわれるもので、5月に実施され、その結果が12月15日公表というものでした。小学6年生と中学3年生がその対象であり、テスト科目は小6で国語・算数、中3で国語・数学だったわけですがけれども、この記事の見出しにある小・高・中・低とは、小6は多く

の地区で全国平均を上回ったけれども、中３では逆にほとんどが下回る結果になったという解説でした。さらに読み進んでいくと、小６の国語は上益城と芦北を除く９地区、小６算数は宇城、阿蘇、上益城、芦北、球磨を除く６地区で全国平均を上回ったとありました。つまり、芦北は残念ながら下回った部類に入っているようでございます。ところが、広報あしきた１２月号の２ページに、芦北町の全国学力・学習状況調査についてという見出しで、芦北町の結果は全てにおいて県平均以上、３教科は全国平均を上回る好成績でしたとありました。つまり、私が先ほど引用しました芦北は、芦北町ではなく、芦北地区だったわけです。

そこで、通告事項２、本町の小中学校の学力の現状等についてお尋ねします。①小中学校の学力の現状はどうなっているのか。②学力向上を含む学校教育の充実を図るため、どのような取組を行っているのか。③今後の課題や方針について、どう考えているのか。この３点について、お尋ねしたいと思います。

次の質問に入ります。いよいよ我が町議会の４年に一度の一般選挙がすぐそこまで迫ってまいりました。３月２２日告示、２７日投開票となっています。政治制度としての民主主義は、完全無欠の制度ではありませんけれども、政治家を選ぶに当たっては、国民である有権者の投票により、その勝敗、つまり当落を決するという、実に平和的な手段が採用されています。民主的とは、平和的と同義語でもあらうと思うわけです。暴力による政治の修正は、世界の大勢としてはタブーになっています。その力による現状変更をまさにやっているのがロシアでございます。先ほど本議場におきまして、全会一致で非難決議がなされたことは、実に意義深いものと思います。

民主主義の特徴の一つは、人の命を大事にする政治制度だと考えられます。そして、その根幹をなすのが有権者の投票による選挙でございます。しかし、その選挙も不正がないことが前提となっておりますが、日本においては、また本町において、選挙管理委員会がしっかり機能しているお陰で、不正のない公平な選挙が実施されているのではないかと評価するものです。

また、公職選挙法等の一部を改正する法律が、平成２８年６月２９日に施行された結果、年齢満１８年以上、満２０年未満の者が選挙に参加することができることとなりました。なぜ１８歳まで引き下げたのか、これは世界的に１８歳以上というのが主流を占めていることもありますけれども、日本では少子高齢化が進行し、世代間の人口ギャップが高まっていることも一因であるとされております。すなわち、新たに１８歳、１９歳の２年分の若者有権者が増えるわけですから、多少なりとも世代間ギャップを埋める手段となり得るということです。

しかし残念ながら、この若い世代、つまり１８歳から３０歳くらいまでの年代の

投票率は低いようでございます。政府はこの年代の政治意識の向上と投票率アップに躍起になっております。ネットで調べましたが、高校生を対象とした副教材に、私たちが拓く日本の未来、副題は有権者として求められる力を身に着けるためにと題した冊子が配布されておりますけれども、何とこの総務省、文部科学省発行の冊子は104ページにも及んでおります。どれだけ国が力を入れているのか、わかっていうものです。

そこで、通告事項3、各種選挙の投票率向上等についてお尋ねします。①本町における各種選挙の投票率の傾向はどうなっているのか。②10代、20代の若い世代の政治意識の向上や投票行動を促すため、どう取り組んでいるのか。③新型コロナウイルス感染症リスク環境下における投票所の管理対策はどうなっているのか。この3点についてお尋ねいたします。

以上、質問の通告事項1から3までに対し、御答弁をお願いいたします。

これで、壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員の質問にお答えいたします。

質問の主題1の本町のふるさと納税につきましては、地場産業の振興を基本方針として実施してきておりまして、本年度も現時点で昨年度1年間の実績を上回る寄附をいただき、順調に推移しております。今後もこの基本的方向性は堅持しながら、体験型返礼品の追加や、熊本県共通返礼品の取り扱い開始によりまして、さらなる寄附額の増加や、町の情報発信強化を図るよう、担当課に指示を行っております。

なお、具体的な内容及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 楠原議員の主題2の①について、お答えします。

令和3年5月に、小学校6年生と中学校3年生を対象として実施された全国学力・学習状況調査、国語・算数・数学の結果では、小学校算数は全国及び県平均と同程度でありましたが、小学校国語、中学校国語・数学は、全国及び県平均を全て上回っております。

熊本県では、学年が上がるにつれて学力が低下する傾向が見られますが、本町では逆に学年が上がるにつれて学力の向上が見られ、中学校卒業時には一定の学力の定着が図られていると考えております。

次に、②についてお答えいたします。

人としての生き方・あり方について書かれた論語を学ぶことによって道徳観を養い、また空手道に取り組むことで礼儀・礼節、集中力等を身に着けさせることを目

的に、平成２３年度から小中学校で論語の素読、中学校の武道で空手道を導入して取り組んでいます。

外国語教育では、平成２年度からＡＬＴを配置するとともに、平成１９年度からは英語検定の受験補助制度を創設し、検定受験への支援や、ＡＬＴと担任が連携した魅力ある授業の実践に取り組んでいるところでございます。

教育環境では、快適な環境で子どもたちが授業を受けることができるよう、平成２６年度から普通教室へエアコン設置を行うとともに、教師の負担軽減と効果的な授業を行えるよう、平成２２年度からＩＣＴ機器の整備を段階的に行っています。その他指導主事を配置し、学校と教育委員会との連携を図るとともに、年間を通して授業参観を行い、若手教師の授業力向上を図っているところでございます。

次に、③についてお答えします。

学力面の課題としましては、小学校低学年での学力の定着と、中学校の英語が挙げられます。低学年からの学習の定着を図るには、小学校入学時から学習に向かう姿勢や、学習の決まりごとを徹底する必要があると、幼稚園・保育園・小学校の連携が大切であると考えております。

外国語は、令和２年度から５・６年生の英語が教科化となっていることから、小学校におけるＡＬＴの活用の充実、中学校で学ぶ英語へつなぐために小・中で連携した授業実践が必要と考えているところでございます。

また、親子の関りの希薄さや地域の教育力の低下も課題として挙げられます。家庭や地域の教育力の向上を図るためには、町全体で子どもたちの学びを支えていけるように、地域の力を取り入れた取組を行っていくことが大切であると考えております。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 質問の主題１の①について、お答えいたします。

ふるさと納税制度というインターネットで簡単に寄附できる環境が整っていたことにより、災害に際して本町に思いを届けたい方が寄附しやすい面があったというふうに考えております。令和２年度本町のふるさと納税額は１億９，２７２万円、災害関連の寄附額が約３，４００万円ありました。納税のサイトには、お見舞いや激励の言葉も数多く寄せられております。

また、これとは別に県外の３自治体から、被災自治体に代わって、ふるさと納税事務を行う災害支援代理寄附制度を活用した支援、約１，１４０万円をいただきました。これらの寄附金は、芦北町災害復興基金として積み立て、災害関連事業に活用することができています。

次に、②についてお答えいたします。

ふるさと納税制度は、平成20年度から開始されました。その後、平成27年度には個人住民税の控除額を2倍に拡充することや、手続きのワンストップ化など、平成31年度には返礼品を地場産品とすることや、募集にかかる経費を5割以下とすること、国による指定制度などの制度改正が行われております。

本町においては、平成27年度制度改正後の平成28年度から、現在の形で運用を始めております。平成31年度の制度改正は、全国的な返礼品競争の過熱により実施されましたが、本町は制度の趣旨に則った健全な運用を行ってきており、何ら影響はありませんでした。

寄附件数と寄附額の推移は、納税制度開始直後の平成20年度が7件、82万円、本町が返礼品の送付を開始し、本格的にふるさと納税に取り組んだ平成28年度が5,169件、8,072万円、令和2年度が1万4,311件、1億9,272万円となっており、本年度も2月末時点で2億1,000万円を超える寄附額をいただいております。

質問の③と④について、あわせてお答えいたします。

返礼品の現状につきましては、現在32事業所の205品目を登録しております。今後の返礼品のあり方につきましては、本町のふるさと納税は地場産業振興を基本として実施してきており、返礼品の充実が最も重要なことであると認識しております。これまでもふるさと納税を一種のチャレンジショップとして位置づけ、事業所の新商品を返礼品に積極的に登録してきました。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今後もこの方針を基本としながら、さらなる寄附額の増加や町の情報発信強化を図っていきたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 長崎税務課長。

○税務課長（長崎十三男君） 質問の主題1の⑤について、お答えします。

町民の方々のふるさと納税の現状につきましては、所得税や町県民税について還付または控除を受けることができますので、町県民税の申告において把握しております。令和元年と令和2年について申し上げますと、令和元年が100名の方が総額で693万1,500円を寄附されておまして、これらにより令和2年度の町民税が314万6,057円控除されています。令和2年度については、105名の方が総額で1,128万2,000円を寄附され、令和3年度の町民税が444万4,961円控除されています。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（松本俊造君） 質問の主題3の①について、お答えいたします。

平成24年からでございますけれども、12回選挙が行われており、その傾向を

申し上げます。国政選挙におきましては、衆参あわせて6回行われており、60%から65%の間を推移しております。熊本県知事選挙においては、3回行われており、56%から64%の間で上下をいたしております。

町の選挙に関しては、平成26年町議選が79.72%、平成30年町議選が76.17%、令和2年町長及び町議補欠選挙が71.54%となっており、投票率は逡減している状況にはありますが、選挙全体では選挙の注目度、争点、天候などによって上下する傾向がございます。

次に、②についてお答えいたします。

平成28年の参議院議員選挙より、投票年齢が18歳に引き下げられたことから、毎年、芦北高校3年生を対象に選挙啓発活動を行っております。内容は、選挙に関する講話、模擬演説、模擬投票などです。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止となりましたが、啓発チラシを作成し、配布をいたしております。また、児童・生徒の段階から選挙に関心をもたせるため、町内各小中学校に対し明るい選挙啓発コンクールの作品募集を毎年行っているところです。投票行動の促しにつきましては、防災無線、広報紙などにより、期日前投票、当日投票の呼びかけなどを繰り返し行っております。

なお、令和2年12月に行われた町長及び町議補欠選挙の年代別の投票者数を集計をいたしましたけれども、10代の有権者数が228名、投票者数129名で、投票率56.58%、20代の有権者数が838名、投票者数419名で、投票率50%、10代、20代あわせると、有権者数1,066名、投票者548名、投票率51.41%となっております。

次に、③の質問にお答えいたします。

安心して投票いただくため、防災無線により投票者に対し、マスク着用などの感染対策を呼び掛けております。投票所に関しましては、期日前投票所、当日投票所を問わず、アルコール消毒液の設置、マスク着用の徹底等を呼びかけ、予備マスクの準備、ソーシャルディスタンスの確保、また、これらを訴求する掲示を行っております。加えて、投票所内の定期的な換気、えんぴつ、記載台、ドアノブ、手すりなど、複数人が接触する箇所の消毒を行っているところです。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） どうもありがとうございました。

通告書質問1の①の答弁に対し、再質問をさせていただきます。

答弁中ですね、災害支援代理寄附制度とありましたけれども、聞きなれない制度でございます。どういう制度なのか教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 災害支援代理寄附制度は、被災直後の初動対応で大混乱の中、被災自治体の支援や事務負担軽減、迅速な対応を目的に、被災していない自治体が代わりに寄附を受け付けるという制度でございます。これは本町が加入しておりますふるさとチョイスという納税サイト独自の制度でございまして、災害発生時に支援を行う自治体が寄附受付フォームを立ち上げ、寄せられた寄附額は被災自治体に届けられてまいります。

先ほど、県外3自治体と申し上げましたが、いろいろな御縁の中で、神奈川県鎌倉市、兵庫県朝来市、広島県呉市から御支援をいただきました。特に兵庫県朝来市におかれましては、市長自ら来庁され、直接お届けされるとともに、お見舞いの言葉もいただきました。本町もこれらの御厚意に恩返しする機会があれば、災害支援代理寄附制度を活用していきたいというふうに考えております。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） ありがとうございます。

こんな制度があったとはですね、私もちょっと知りませんでした。いろんなところにお世話になっていたということでございますね。少し驚きましたけれども、実にありがたいことだと思います。今後、これらの自治体にですね、何かあれば、それはやっぱりしっかり御恩返しをしなければいけないと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、再度質問です。ふるさと納税等による寄附金は、芦北町災害復旧基金へ積み立てられているという答弁でございましたけれども、基金は今後どのように運用する考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 芦北町災害復旧基金は、芦北町復旧・復興計画に記載している町単独事業に活用していきたいと考えております。なお、基金の原資は、先ほど答弁いたしましたふるさと納税の災害関連分の約3,400万円と、災害支援代理寄附制度の約1,140万円、また町にいただいた災害寄附金が7,500万円、これらを財源に1億2,050万円を積み立てております。令和4年度当初予算においては、芦北町地域防災力強化支援事業あるいは民間賃貸住宅建設補助事業など、合計8事業に3,600万円を充当しております。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） よくわかりました。ありがとうございます。

ふるさと納税に関しては、最後の再質問を行います。

答弁では、32事業所、205品目を取り扱っているとありました。本町には魅力的な農林水産物などがたくさんあるわけでございますが、特に人気が高い品目等

を教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 人気が高い返礼品は、やはりデコポンや甘夏などの柑橘類でございます。青果も人気がございますけども、新型コロナウイルスや災害の頻発等によりまして、長期保存可能な缶詰あるいはゼリー等の加工品の申し込みが多くなっております。そのほか、芦北牛ステーキや蜂蜜セットも安定して人気がございます。最近では、高級ヘアブラシや減農薬のお米などの件数も伸びてきているという状況でございます。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） ありがとうございます。

我が町はですね、未曾有の大災害に見舞われましたけれども、全国の皆さんからこのふるさと納税をはじめ、一般寄附金や義援金、支援金に大変お世話になったと思います。この御恩は町としても、そして当然、議会も決して忘れてはならないと思うものです。これは単に返礼品がもらえるからふるさと納税をしたという損得勘定だけではなく、明らかにそれを超越した、そこにはやはり人としての心の情というものが、そして交流があるのだと思います。お金を通して人と人の交流が発生し、心と心が結びつくということも有りだと思います。納税額の増加が明らかにそれを示しております。そのような意味では、通常毛嫌いされる税金でございますけれども、このふるさと納税制度は実に異色であり、考えた人は天才だなとも思います。

ここ数年、総務省がいろいろ規制をかけてきて、返礼品率が30%以内とかされておりますけれども、私個人としてはあまりそういう規制は好きではありません。極端な話、90%の返礼品の自治体があったならば、そこは恐らく税収が目的ではなく、返礼品による産業振興を選択したのだと思うからです。一方、低めの自治体は、実質の寄附額を重視し、一般財源として活用しようという選択をしたのだと思います。返礼品競争が過熱しすぎたという側面もありますけれども、その当時は地域間競争が叫ばれてもおり、各自治体が生き残りをかけ、必死に取り組んでいたわけです。

いろいろ規制が強化されましたけれども、地域間競争はただ今現在でも厳然としてあるわけございまして、そうであるなら生き残るための努力をしなければならんと思います。幸いにして、本質問により、このふるさと納税制度は我が町にとって大きなプラスに働いていることを確認することができました。つまり、出ていく税より、入ってくる税がはるかに多かったということが、具体的な数字で明らかになったわけです。よって、今後におきましても、魅力的な返礼品の開発などにより、さらなるふるさと納税制度の適正な運用に基づく税収のアップを期待するもの

です。

引き続き、通告書2について再質問いたします。

今の答弁では、小学校の算数以外では県平均や全国平均も上回っているとのことですが、では熊日に掲載された数字はどのように解釈すればいいですか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

12月16日付の熊日日新聞の全国学力・学習状況調査の結果の記事につきましては、その中の芦北地区の数字につきましては、芦北教育事務所所管の地区の数字という数字を表しております。そのようなことから、その数字については水俣市、芦北町、津奈木町、1市2町の全体の平均値となっております。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） ありがとうございます。

管内で明らかにそのレベルの差があったということですね。わかりました。

さらに質問いたします。学力向上を含む学校教育の充実を図るため、どのような取組を行っているかという質問に対しての答弁で、その内容はよくわかりましたけれども、それではその取組の結果というものを具体的に教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

学力向上には、教師の授業力向上とともに、学び合いながら、共に高め合うための学習基盤づくりが不可欠であります。論語によって、相手を尊重する心や、決まりを守ろうとする心といった、子どもの道徳心を養うことにつながっております。また、空手道に取り組むことで、挨拶や返事といった学習規律が徹底され、子どもたちの学びに向かう姿勢や落ち着いた生活態度に育成をされております。

外国語教育につきましては、中学校の英語が課題としているものの、本年度の中学校3年生の英語検定の取得率は47.1％となっております。熊本県がくまもと英語教育推進プランで目標としております、令和5年度の県平均40％を上回っております。

教育環境整備におきましては、ICT機器の整備と並行いたしまして、平成23年度からICT教育の研究校を順次指定し、ICT機器を活用した効果的・効率的な授業の実践に取り組んできたことで、インフラ整備と教員指導力を数値化した公立学校情報化ランキングでは、全国の自治体で小学校が23位、中学校が32位となるなど、成果も出ているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） ありがとうございます。

質問2の最後の再質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスがいまだに落ち着く様子を見せておらず、学校運営も大変だと思います。こういう厳しい環境の中にあって、休校あるいは学級閉鎖などが発生することで、生徒たちは家庭の自主学習を余儀なくされることもあると思いますけれども、本町学校教育におけるＩＣＴの積極的導入という取組の現状がこれらに対応する形で、具体的にどのように行われているのかお尋ねします。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

インターネット環境のない家庭に対しまして、モバイルルーターの貸し出しを行い、いつでもタブレット端末を使えるような体制を整えておりましたので、児童生徒の新型コロナウイルス感染による休校や学級閉鎖時には、オンライン授業や健康観察などを行ったところであります。1人1台のタブレット端末の利点を活かし、一人一人の習熟度に応じた課題に家庭学習として取り組ませるなど、各学校でも工夫して活用しております。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） ありがとうございます。

町長、子どもたちですね、学力が向上したということは誠にこの喜ばしいことだと思います。一言、町長のお考えなり、お願いできればと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今、教育長をはじめとして、課長、教育方針については、あるいは成果等については、答弁をいたしたところでございますが、基本は児童生徒につきましては、健全育成はもちろんベースでございますが、基礎的学力をきちっと身に着けるということ、それと礼儀・礼節を学ばせると、これがですね、もう不変の真理であると思っております。今後ともですね、教育は国家の大半、存立の大半と言われておりますので、本町としても自治体としての、地方としての、町としての役割をしっかりと果たしてまいりたい。特に今後はですね、郷土の歴史・文化等、これらについてですね、しっかり学んでいただくということも推進していきたいなと思っておりますし、再三申されておるように、事業として取り組めば、成果を出さなければ意味がありませんので、事業の査定、予算の査定のときも、成果を出していないところの事業予算については切っていくという厳しい姿勢でおりますので、今後とも一つ御指導方よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございました。

この質問2をちょっとまとめてみたいと思います。やはり答弁を聞いておりまし

て、学力の向上にはですね、学校施設整備等における町長の御理解と、教育委員会の様々な取組による環境の改善が極めて大事だと思いました。学校が荒れた時代もあったわけですが、子どもたちを立派に育て上げるという意思のもとに、長い時間をかけ、地道に取り組まれた結果、今は生徒諸君も落ち着いた快適な環境で日々勉学に励んでいるということがよくわかりました。

そして、それらの取組は、学力向上という目に見える成果として現れてきたのだと思います。せっかくレベルアップした学力ですから、そのレベルを維持され、さらに高みを目指してもらいたいものです。

教育長には、プレッシャーをかけるようではありますが、再任もされたことですし、この際、とことんやってください。よろしくお願いいたします。

本町まちづくりの目標は、すべては21世紀を担う子どもたちのためにと定められております。これは誰も文句のつけようもない普遍性が極めて高いものだとして評価するものです。そして、長期間、この崇高な目標がぶれることなく掲げられて、今日に至っているということが成果の根底にあると思うわけですが。

令和2年7月豪雨では、町長が長年、心血注いで形作ってきた町が徹底的に破壊されました。創造は積み木を積み上げるがごとく、繊細で長い時間を要するものですが、破壊は一瞬というこの世の非常な真理を見た思いでした。しかし、ハード的なものが破壊されても、子どもたちは教育によりしっかり育っていたわけです。私たち大人は、子どもたちを立派に育て上げ、後を託さなければ安心してあの世へ行けません。子どもたちこそが本当の日本の宝なのであり、日本の希望なのであります。教育なくして日本なしと申し上げ、今後のさらなるお取組を期待したいと思います。

それでは、質問3の再質問を行います。

高齢者や体の不自由な有権者に対する投票所での対応はどうしているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（松本俊造君） お答えいたします。

段差のある投票所においては、スロープ及び車いすを配備しております。また、全投票所に老眼鏡、点字用器具を配備するとともに、代理投票用として指差し用の候補者指名掲示一覧も配備しております。

投票事務に従事する職員に対しましては、必要に応じ、人的介助を行うよういたしているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） ありがとうございます。

目配り、気配り、心配りを徹底し、やさしく御対応方をお願いしておきます。
次の再質問を行います。

年代ごとの有権者、投票所の動向をわかる範囲で結構ですから教えてください。

この御答弁は、できましたらメモを取れるぐらい、ゆっくりお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（松本俊造君） お答えいたします。

先ほど御答弁いたしました令和2年12月の町長・町議補欠選挙における有権者数、投票率、これを集計しておりますので、年代別にお答えいたします。なお、投票率につきましては、わかりやすいようにですね、小数点は丸めて答弁をいたします。

まず30代、有権者数1,239名、投票率63%、40代、1,524名、69%、50代、1,945名、77%、60代、2,959名、85%、70代、2,732名、84%、80代、2,241名、65%、90代以上、756名、27%となっております、全体の投票率71.54%でございました。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） ありがとうございます。何とかメモができました。

なるほど、ということですね、先ほどの答弁とあわせると、令和2年12月の町長選並びに町議補欠選挙では、全体の投票率が約72%だったわけです。そして、ゆっくり復唱しますけれども、年代別では10代が57%、20代が50%、30代が63%、40代が69%、50代が77%、60代が85%、70代が84%、80代が65%に、90代以上が27%ということです。実に興味深い答弁でございました。

大体でございますけれど、私が記憶しているところでは、まず本町の人口は1万6,000人、うち有権者は1万4,000人、うち投票者数は約1万人ちょっとぐらいだったと思います。そういう中であって、10代と20代を合わせての有権者数は約1,000人、投票率は51%、したがって投票者数にいたっては500人ちょっとということがわかりました。若者が少ないということは肌でわかっておりましたけれども、この数字は少し驚きです。

投票率にいたっては、80代の65%にも及ばない。有権者数は、全有権者1万4,000人に対して1,000人、投票者数は1万人に対して、たったの500人ちょっと、つまり5%の票しかないということがわかりました。これは令和2年12月の選挙において、10代、20代の若者の影響力はたった5%とかなかったということを意味しております。恐らく各種選挙でもほぼ同じ傾向だと推測されます。

人口が少ないのは仕方ありませんが、若者たちにはせめて投票率だけでも頑張ってもらいたいものだと思います。考えさせられる結果となりました。

このような現状を踏まえ、投票率向上への取組をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（松本俊造君） お答えいたします。

例えば他の自治体の例でありますと、期日前投票所を高校や大学、商業施設に設置する例でありますとか、投票所への移動支援としてですね、送迎バスの運行、バス無料券の配布、移動期日前投票所の導入、あるいは子どもと保護者がですね、一緒に投票所に行くと抽選でボールペンをプレゼントするとか、そういう様々な取組がございます。全てですね、本町に適合するということは考えておりませんけれども、最初ですね、答弁したこととあわせて、本町では投票所を37カ所設けてございます。投票所の数でいきますと、熊本市を除くとですね、天草市、八代市、玉名市に次いで4番目でございます。各投票所にですね、多くの職員の協力を得て配置をする中で、できるだけお住まいの近くで投票いただくと、そのような対応をしているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） 例えばですね、極端な話かもしれませんが、投票に行けば抽選で10万円が当たるとか、そこまでやらなくてもですね、景品が当たるとか、あるいは実現性が高いことを言えばですね、町営温泉の入浴割引券を配布するとか、あるいは人が集まる商業施設、例えばファーマーズマーケットでこぼんなどと連携しですね、期日前投票所を設けてみるとか、何かやってほしいと思うんです。人口減少によって、非効率となった投票所をどこかで整理統合しなければならなくなる場合があるんですね。縮小すればするほどおのずと投票率低下という結果となることは火を見るより明らかだと思います。啓発活動にとどまらず、何かやってほしいのであります。どうですか、総務課長。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（松本俊造君） お答えいたします。

まず、期日前投票所についてでございますけれども、本町では町中であります本庁舎とですね、田浦支所、2カ所を開設しております。特に町の選挙の場合は、4日間の開設ということになりますので、これ以上広げることの議論というのはですね、当然必要かというふうに思います。

あと、移動型の期日前投票所の導入でございますけれども、これは車両を用いてですね、山間部などを回るものでございまして、近隣の自治体でも取り入れられております。ただ、これは先ほど議員の御指摘にもありましたが、合理化の一環とし

てですね、投票所の統合とセットで行われているものであります。本町でも各投票所のですね、区域におきまして人口減少、高齢化、進んでおります。現在のところ、具体の相談はございませんけれども、今後地域からですね、立会人の確保等が難しい、開設がなかなか難しくなってきたといった場合の対応策の一つとしてはですね、想定をしているところでございます。

なお、投票率をちょっと参考までに申し上げますけれども、前回の熊本県知事選挙におけるですね、熊本県全体の投票率、これは45.03%、本町は59.4%、昨年10月の衆院選挙ですけれども、県が56.4%、本町が65.6%であります。人口規模、面積などですね、もちろん単純比較はできませんけれども、他の自治体と比較してもですね、投票率は高いところにあるというふうに認識をしてございます。

いずれにいたしましても、選挙は民主主義の根幹をなすものでございますので、多くの方に選挙に関心をもって投票に行っていただけるよう取組を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） よろしく願いしておきたいと思います。

政治は生活に直結しておる、そして有権者の投票の結果こそが政治を変える、あるいは育むことができる、これは事実であろうと思います。立候補し、当選した人間は、その瞬間から公の人、すなわち公人となり、日夜、人々の幸せのため、私より公を優先し、一生懸命働く宿命を背負うこととなるわけでございます。政治は有権者の皆様がつくり上げるのだと思います。

本日の答弁では、投票率の向上はなかなか難しいというようなことだと思いますけれども、政治意識を高め、投票行動を促す取組は、いかに困難であっても継続していかなければ、いずれそれは民主主義の危機に陥るのではないかと懸念するものです。

従いまして、選管におかれましては、今後におきましても引き続き啓発活動や環境整備にお取組をお願いしたいと申し上げておきます。もとより、私たち政治家は、その実践活動の中で有権者の信頼を得る努力を積み重ねることで、政治に信頼を取り戻し、それが結果として投票率向上につながるように頑張らなければならない。すなわち、投票率向上という難問は、実は政治や有権者にも責任があるということを実感した上で、今回質問をさせていただきました。

民主主義は、このように自然に存在するものではありません。100%人工的につくられた制度でございます。そして、それは意外にもろい側面ももっている。政治や選挙に無関心な若者たちは、自由な今の世の中が当たり前だと思っている節が

あります。民主主義を維持・発展させるための根幹が選挙であり、投票であり、自分たち国民一人一人であるということの自覚が足りないのではないかと思います。政治が腐敗し、民衆が無関心となったとき、あらぬ勢力がいつの間にか浸透し、取り返しがつかなくなっているということも有り得るわけです。本町は、都市部に比較すれば、まだまだ投票率は高いほうではありますが、低下傾向であることは間違いないのでありますから、その低下をできるだけ抑制する対策は取られて然るべきと考えます。

投票率向上は、民主主義を守る全国民的な大きな課題として認識し、子どもの頃からの民主主義教育の徹底を基本としつつ、選管、政治家及び教育関係者、優権者が一体となって、この問題に取り組むべきであろうことを申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮尾秀行君） これで楠原君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。午後 1 時から再開します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午後 1 時 00 分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

草野議員から、午後は欠席するとの通知が来ております。

次に、坂本君。

○4 番（坂本 登君） 皆さん、お疲れ様です。日本共産党の坂本登です。

議長の許可のもと、質問をいたします。

まず最初に、除草剤 2・4・5・T 埋設問題についてお聞きします。

①NHK の報道で、除草剤 2・4・5・T が芦北町に埋設してあることが報道されました。町民の中に不安が広がっています。国はどのような経緯で埋設したのか、町として把握していますか、お答えください。

②除草剤 2・4・5・T を、何キロをどういう形で埋設してありますか、お答えください。

③除草剤 2・4・5・T 埋設地の現状を把握していますか、お答えください。

④国に対して、町として正式に文書で除草剤 2・4・5・T 撤去を要請すべきと考えるがいかがでしょうか、お答えください。

2 番目の質問に入ります。新型コロナウイルス感染についてお聞きします。

①オミクロン株による感染拡大が深刻になっています。芦北町の感染状況はどうなっていますか。

②3回目のワクチン接種状況は、年代別にどうなっていますか。また、全対象者に予診票はいつまでに発送するのですか、お答えください。

③芦北町の保育園、小中学校などを含め、感染の確認が続いていますが、無料でPCR検査や抗原検査が受けられる場所がありますか、お答えください。

④今後、町及び学校の定例的な行事やイベントを以前と同様に行う考えはありませんか、お答えください。

3番目の質問に移ります。ロシアによるウクライナ侵略についてお聞きします。

①日本国憲法前文に照らし、ロシア、プーチン政権によるウクライナへの軍事侵略について、町長の認識はいかがですか。また、芦北町として何ができるか、具体的な行動を示す考えはありませんか、お答えください。

②ロシア、プーチン大統領は、ロシアに軍事攻撃があれば核兵器の使用を示唆し、威嚇しました。この言動に対して、日本は世界で唯一の核兵器被爆国であり、日本国憲法、特に憲法9条及び非核三原則を擁護する義務を負う地方自治体の町長としての見解はいかかですか、お答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

質問の主題1の2・4・5・T系除草剤の件につきましては、全国42市町村の国有林に埋設処理されておりまして、本年2月17日の衆議院予算委員会分科会でも取り上げられていることは承知しております。

芦北町に埋設されている除草剤についてのお尋ねでございますが、埋設に係る経緯や定期的な点検の実施など、報告を受けております。具体的な内容は、担当課長から答弁をさせます。

次に、質問の主題3についてお答えいたします。①に関しましては、力による一方的な現状変更の試みでありまして、ウクライナの主権、領土を侵害する明確な国際法違反で、断じて容認できるものではないと認識しております。町としての具体的な行動に関しては、今回の行為は我が国の安全保障上の観点からも看過できるものではなく、自治体で構成する団体など、一定の塊の中で、日本国政府に対し、ウクライナへの主権侵害に抗議し、即時かつ完全撤退を求めるとともに、国際社会と連携した制裁措置の対応などを強く訴えていくべきであると考えております。

なお、本町といたしましては、人道支援の観点から、職員による募金、町内公共施設への募金箱設置は既に行っておりまして、窓口は日本赤十字を予定しております。

次に、②についてでございます。ロシア、プーチン大統領の核兵器使用示唆威嚇の問題でございますが、誠にもって言語道断であります。許されることではございません。これらを総括いたしまして、先の２月２５日、全国町村会から政府に対し、既に要望書を提出しておると聞き及んでおります。

以下、残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題２の④のうち、学校行事についてお答えいたします。

学校行事は、子どもたちの学校生活に潤いや秩序と変化を与え、思い出に残る有意義な教育活動です。このようなことから、現在は入学式や卒業式、運動会等の定例的な行事については、感染リスクを減らすため、規模を縮小し、感染対策を徹底した上で、可能な限り実施しているところでございます。今後も地域の感染状況を踏まえ、保護者などの理解を得ながら、状況に応じた規模で実施していきたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 質問の主題１の①についてお答えいたします。

御質問の除草剤は、２・４・５・Ｔ系除草剤、２・４・５トリクロロフェノキシ酢酸といわれているもので、国有林の除草剤として使用されたものです。この除草剤は、ダイオキシンを含んでいたことから、国有林での散布が中止され、昭和４６年１１月、国見国有林内に埋設処分されているものです。当時の技術では、無害化处理をすることができず、地下に埋設して厳重に管理するしか方法がなかったと聞いております。

次に、②についてお答えいたします。

埋設量につきましては、粒剤１８０キログラムで、埋設方法につきましては縦２ｍ、横２ｍ、深さ２ｍの穴にビニールを敷き、粒剤、セメント、水を練り合わせ、ビニールで包み込み、その上から１ｍの覆土をしてあると報告を受けております。

次に、③についてお答えいたします。

埋設地の状況であります。国見国有林の山頂付近ではありますが、平坦な地形で、埋設場所には金網のフェンスが設置され、立ち入りができないよう施錠してある状況です。これまでに異常が確認されたことはなく、地形的には安定しているものと思われれます。

次に、④についてお答えいたします。

町としては、これまでも一貫して埋設物の撤去を要請してきておりますが、令和４年２月２４日付で改めて林野庁長官宛に除草剤の撤去に関する要望書を提出した

ところですが、今後も、撤去処分等の要請については粘り強く行っていきたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） 質問の主題２の①についてお答えいたします。

感染状況につきましては、３月１２日までに陽性が確認された方は累計で２８７人です。令和２年８月に１人目が確認され、昨年１２月までは１２１人の感染確認でしたが、オミクロン株の影響もあり、今年に入り多くの感染確認が続いている状況です。

次に、②についてお答えいたします。

３回目のワクチン接種につきましては、２回目の接種を終えた１８歳以上の方が対象となります。３月１０日までの接種実績は、６５歳以上の方が５，８６０人、接種率８１．１％、１８歳から６４歳までの方が１，３９３人、接種率２２．１％となっています。町内の医療機関の御協力により、順調に接種が進んでおります。

また、予診票の発送につきましては、２回目の接種から約６か月後を目途に順次発送しております。現在、約９割の方に発送済みという状況です。今後も２回目接種から間隔に応じて発送しますが、５月中には概ね全員分発送いたします。

次に、③についてお答えいたします。

感染の不安がある方につきましては、無料でＰＣＲ検査を受けることができる場所がございます。熊本県が実施しております、熊本県ワクチン検査パッケージ対象者全員検査等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業に伴うＰＣＲ等検査無料化事業より、町内に１医療機関、近隣では水俣市に２薬局がございます。また、八代市や人吉市などにも多数、検査可能な事業所がございます。検査の対象者は、熊本県民で感染の不安がある無症状の方となっております。検査につきましては、直接、事業所に予約し、無料で検査を受けることができます。なお、検査可能な事業所は、芦北町のホームページから検索いただくこともできますが、検索が困難であれば、健康増進課にお尋ねいただければお伝えいたします。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 御質問の主題２の④のうち、町主催行事についてお答え申し上げます。

今後予定します町主催の行事などについては、コロナ収束が見通せない中、これまで同様にマスクの着用、検温、手指の消毒、参加人数の制限などが必要と考えております。これまでも多人数を参集する会議では、マスク着用、消毒などと併せ、分散開催を採用し、感染防止の対応を取っているところです。

屋外・屋内での大規模なイベントなどは、ガイドラインが示されておりますので、それに沿う形での開催は検討ができると思いますけれども、要件クリアや参加者の不安感の払拭が見通せないことから、慎重に検討することになるろうかと思います。

いずれにいたしましても、コロナ禍以前の開催方法の採用は、現状、難しい状況下でございますので、原課において感染状況を踏まえ、開催方法、参集範囲など、適切な判断がなされるものと理解をしております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） まず、除草剤２・４・５・Ｔ埋設問題について、２回目の質問を行います。

担当課長から、除草剤２・４・５・Ｔ系を国はどのような経緯で埋設したのか、また何キロをどういう形で埋設してあるのか、また埋設地の現状もお答えになられました。

そこで、担当課長にお聞きします。芦北町と同じように、除草剤２・４・５・Ｔを埋設してある箇所は、日本全国で何カ所埋設され、その全体量を把握していますか。また、熊本県内の埋設実態を具体的に教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 公表されている情報ではありますが、全国で１５道県、４２市町村、４６カ所の山中に約２６トンの除草剤が埋設されております。また、熊本県内におきましては、熊本市に１,２９５キログラム、宇土市に２,０５５キログラムが埋設されたままとなっております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） ありがとうございます。

今の情報を町民の方に正しく知らせてほしいと思います。私も調べてみました。ベトナム戦争でアメリカ軍が使用した枯葉剤の成分２・４・５・Ｔが、日本の全国の山林等に埋められています。２・４・５・Ｔは、日本において１９７１年に使用中止になるまで、除草剤として広く使われてきました。林野庁は、同年１１月５日、２・４・５・Ｔを地中に埋設するよう、全国の営林局長に通知しました。林野庁の資料によれば、２・４・５・Ｔ除草剤は、５４カ所で地中に埋設されました。そのうち民有地だった８カ所は撤去されましたが、現時点に至るも全国４６カ所に埋設されています。その量は、撤去分を差し引いて、液体状乳剤が１,４４５.５リットル、固形状粒剤が２万４,６８６キログラムです。２・４・５・Ｔは合成過程でダイオキシンを生成します。ベトナム戦争では猛毒ダイオキシンによって、二重胎児、奇形、無脳症など、出産異常を引き起こしたことは記憶に新しいところであります。

そこで、担当課長にお聞きします。正式に文書で除草剤２・４・５・Ｔ撤去を要請したと答弁されましたが、要請内容の概要と、国からの回答はどういう回答でしたか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 要望書の内容について御報告いたします。

まずは、埋設物の撤去について、次に撤去までの間の埋設地及び周辺の土壌水質等の環境調査の実施、またその結果公表を要望しております。

林野庁からの今回の要望に対する回答でございますが、現時点で回答はいただいております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） 文書での撤去要請に、今のところ、国からの回答は来ていないという答弁でした。

まずは、私に寄せられた町民の声を紹介します。お聞きください。「テレビでNHKの報道を見てびっくりしたばい。ベトナム戦争で使われた枯葉剤が大野から大関山に行く途中に、コンクリート漬にして埋めてあるらしかたい。それに７月豪雨でその近くで土砂崩れも発生したと言っとったばい。今後、熊本地震級や異常なほどの豪雨災害などが起こった場合、大丈夫なのか。また、５０年、１００年先のコンクリート強度の危険性が心配だから、現状の正しい情報を教えてほしい。また、本当に危険なものなら、撤去してほしい。」という声です。テレビの報道は、ちょっと大げさだったものですから、私に言われた声も正式な解釈ではないとは思いますが、こういう不安な気持ちを町民がもっていらっしゃいます。

そこで、町長にお聞きをいたします。町民に対して、担当課長が答弁されました除草剤２・４・５・Ｔ埋設問題についての正確な情報と現状を、広報あしきた等で周知していただきたいが、いかがでしょうか。また、これまでの口頭ではなく、国に正式に文書で除草剤２・４・５・Ｔ撤去を要請されました。国からの回答はまだとのことですが、全国的な問題として、地震や大雨による地割れ、がけ崩れなど、後を絶たないわけです。芦北町に除草剤２・４・５・Ｔが１８０キロ埋設してある問題について、文書で撤去要請された町長の認識をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私も現地は何度か見ております。形状の確認だけでありますけれども、地下の埋設状況については、私どもでは簡単に手を付けられないということですが、これまでも再三再四、ただ今発言にありましたように、また答弁でもありましたように、撤去の要請はしてきております。なかなか難しい問題でござ

ざいます、全国的な問題でありまして。今国会、先の国家の委員会です、取り上げられたということ、これは非常によかったなと私は思っておるところでありまして、今後、住民の皆さん方の不安を解消するために、いかなる方法がいいか検討はしていきたいと思いますが、芦北町役場のほうには問い合わせはもうほとんど入っていない状況でございまして、いろいろと情報も収集する中で、町としての対応をしていきたいと思ひますし、また熊本県でもほかに埋設してあるところ、熊本市と宇土市でございまして。ここの首長ともですね、連絡を取りまして、共通認識の中で取り組めたらなというふうに思ひおるところであります。

なお、数年前でありますけれども、国が動かないなら、町でやれということですね、見積りがある程度取らせましたが、膨大な経費がかかるということで、単町ではとても無理であるということがわかりましたので、今後、国に向けて、また撤去要請、しっかりと進めてまいりたいと思ひます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 私もこの質問をする前に現場は、共産党の県議と、また林野庁職員、役場の担当課長と、現場で見てきました。そうすると、現場そのものは平らなところで、そこが崩れるという危険性は感じられませんでした。それで、ぼくに伝えられた、すぐ近くに土砂崩れがしたということですが、土砂崩れじゃなくて、路肩がちょっと崩れた程度で、もうきれいに治っていたんです。だから、テレビの影響で怖いというか、だからまた改選がありまして、新しい議会に、もし私も加われるのであれば、議員さんみんなで現場を見て、議会としても撤去要請ができたというふうに考えております。やっぱり50年、100年先の、やっぱり保証ができない、そのときに林野庁に聞きましたところ、それはもう保証できませんということで、今、町長も言われましたけど、国会の答弁でも、国会でもやっぱりもうそういう撤去をするということで調査に入ったということで、全部が対象なのかと、共産党の我々の議員が質しますと、全部が対象だということを答弁していますので、課長が先ほど答弁されました、粘り強くですね、撤去されるまで粘り強くやっぱり要求をし続けていっていただきたいと思ひます。

次に、オミクロン株による感染拡大について、再質問をいたします。担当課長から、感染状況、3回目のワクチンの接種状況、PCR検査、芦北町に1カ所という答弁をされました。お聞きしますが、3回目のワクチン接種状況には含まれない、今回から初めて5歳から11歳までのワクチン接種の報道がなされていますが、芦北町の計画はどなっていますか。また、事前の希望者の調査はしていますか。保護者が安心できるように、希望者ということはあるんですが、保護者の安心のためにも必要ではないかと思ひます。それで、全国でこの年齢の接種状況は把握していま

したら教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） お答えいたします。

芦北町の5歳から11歳までの対象者は771人いらっしゃいます。事前の希望調査では、そのうちの542人、約70%の方が接種を希望しているというような状況でございます。接種につきましては、町内6医療機関で接種が可能です。一番早い医療機関では3月7日、先週の月曜日でございますけれども、始まっておるところでございます。今週中にはその6医療機関、ほとんどのところで接種が始まり、医療機関で開始をされるという状況でございます。

なお、全国の接種状況等については、把握をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 希望者の調査は、約70%の人が受けたいという調査結果で、やはり全国の接種状況はまだ今のところ把握していないということですけど、保護者の方が一番心配なされるのは、大丈夫なのかという不安が一番大きいと思うんですね。そこで、持ち得る正確な情報を周知していただきたいと思います。より安心感をもってですね、例えば5歳の子が自分で判断できるかといったら、なかなか難しいところも出てくると思いますので、そういうことをよろしく、課長、お願いします。

○議長（宮尾秀行君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） この新型コロナの関係につきましては、通知につきましては全て個別で行っておるところでございますけれども、その中には今回、子どもさんの接種につきましても、情報等も含め、ワクチンの副反応等の情報も含め、説明をさせていただくような書類をですね、同封しておりますので、十分そこへんは保護者の方が御理解をいただいた上で接種を希望していただく。接種をされない方もいらっしゃるかと思いますけれども、その中で判断をしていただくということで情報提供をしている状況でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） よろしく申し上げます。

次に、教育長に住民の声を紹介します。40代の女性の方です。「私の娘は、小学校の卒業式から中学校の入学式、体育祭、文化祭、修学旅行、部活動など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策として、人数や時間の制限された形で行われてきました。親である私たちのときの中学校生活は、思い返せば一番心も体も成長し、たくさんの友達と交流の中で良いことも良くないことも経験し、素敵な思い

出がいっぱいあります。1日も早く娘たちの世代の子どもたちが思いっきり遊んで、思いっきり学んで、たくさんの友達と交流をしながら成長できる学校生活を送れるようになってほしいです。」という声でした。

教育長にお聞きいたします。この間、オミクロン株による感染が小中学校で確認されていますが、どのような対応をしてきましたか。また、学校内で感染が広がらないようにすることが大切と思いますが、教育長は何が大切と考えていますか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） それでは、お答えいたします。

本町では、今年に入り、多くの感染者が出ております。そのうち児童生徒の感染者も3月12日時点で13名が出ております。陽性者が出た学校につきましては、保健所からの指示とあわせまして、学校側と協議を行った上、感染拡大の予防的措置を講じ、休校3校、学級閉鎖3校の措置を取ったところでございます。この措置によりまして、学校内での感染拡大防止につながっておると考えております。

学校の感染拡大防止につきましては、学校内に罹患者が入らないように水際対策の徹底が必要と考えております。そのために小中学校では登校時に本人の健康状態や家族の状況等を記載した健康観察カードの確認を行うとともに、検温等を実施しているところでございます。このとき、異状等が確認できた場合には、予防的措置を取り、出席停止を行っているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 引き続き、対策をして、1日も早くですね、これはもう本当に先行きが見えないですけど、やれることをやって、通常の我々が中学時代の過ごしてきたような学校に1日も早く戻ることを考えています。

次に、町長にお聞きします。私は、町内での感染を抑えるためには、定期的にPCR検査と家庭内での感染予防の徹底が必要だと思います。この間、私自身が恥ずかしいんですが、慣れっこになって、自宅では手洗いはするけど、アルコール消毒やマスクの着用がおろそかになっていました。町民の中にも、私のように慣れて、気の緩みから自宅や家庭内での感染対策がされていない方もいるかもしれません。オミクロン株による感染は家庭内で多く発生しています。この間、芦北町においてオミクロン株の感染拡大が続いています。さらなる家庭内での換気、体温チェック、アルコール消毒やうがい、手洗い、及びマスクの着用の徹底など、感染対策を徹底することが必要だと思います。

町長、不安な方への定期的なPCR検査と、さらなる家庭内の感染対策の徹底を呼び掛けていただきたいが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えをいたします。

まず基本的なですね、予防対策につきましては、現実、防災無線で呼びかけをいたしておるところでございます。これをしっかり守っておれば、随分効果はあるというふうに思いますし、私ももう家では常時付けております。寝るときも付けております。そういうこと、もちろん手洗い、うがい、手指の消毒ですね、マスクの着用、換気、随分暖かくなりましたので、換気も楽になりましたが、冬に開けるのはもう大変厳しいものがありました、それも実施をいたしました。随より始めよでやったわけではありますが、そういうことを徹底して、さらに行きたいと思います。呼びかけてまいりたいと思います。

また、PCR検査等につきましては、少しやっぱり専門的なですね、方の御意見も必要になりますので、担当課と協議しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 寝るときまでやっているというのは、想像していなかったですけど、町長は町民の代表でもありますので、町民の代表である町長が家でも寝るときまでという徹底した対策を実施されているということで、私が恥ずかしくなって、家ではほとんどしていなかったなというふうに直感で思いました。私も寝るときまでとは約束できませんが、家では付けるようにします。

次に、任期最後の一般質問で、とんでもない問題が起こってしまして、これは大きな問題ですけど、必ずや取り上げないといけないと思って質問項目に入れさせていただきました。今日の議会の非難決議も議会で上がりました。もう当然、全会一致でございます。非常にスピードよく採択されたことに、本当に議長にお礼を言いたいと思います。

ロシアによるウクライナ侵攻について、2回目の質問をいたします。2度にわたる世界大戦の教訓を踏まえ、戦争を違法化し、国家間の戦争を未然に防ぐ世界秩序のあり方を決めたのが国連憲章です。武力行使禁止は国連憲章の中でも最も重要な原則です。世界中の国が戦争をしないで仲良くやっていくことを国際平和主義といいます。過去に、日本はこの国際平和主義を忘れて、自分の国のことばかり考えていたのでとうとう戦争をしてしまったのです。

そこで、戦後の憲法では、前文の中に、これからは国際平和主義でやっていくことを力強い言葉で書いてあります。また、この考えが戦争の放棄、すなわちこれからは一切戦争はしないということを決めたのです。その条文が憲法9条です。

町長にお聞きます。日本が今何よりも重要なのは、9条をもつ平和憲法をもとに、世界中の国々と市民社会がロシアは侵略をやめよ、国連憲章を守れ、この1点

で声を上げ、力を合わせることはないでしょうか。

また、町として先ほど答弁でも言われました。町村会からの要望をしたと言われました。それと、役場庁舎にロシアは侵略をやめよ、国連憲章を守れの大きな垂れ幕を掲げてほしい。さらには、3号線沿いに立て看板を設置すること、公共施設にウクライナ救済支援の募金箱はもう設置してあると、先ほど答弁されました。ロシアは侵略をやめよ、この声を上げる町民の先頭に町長が立っていただきたいと思います。

このことについて、町長の見解をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 本町には、国際交流協会もございますし、また担当課ともですね、協議いたしまして、どういうアピールが効果的なのかですね、検討してまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 是非検討して、目に見える形で掲げていただきたいと思います。

次に、プーチン大統領がウクライナ侵略で他国に手出しをさせないために、核兵器部隊に特別警戒命令を出し、全世界を核で脅しています。重大なのは、プーチン大統領が攻撃されたら核兵器で応えると公言していることです。核兵器は人類と共存しえない絶対悪であり、核兵器のない世界を目指すことがいよいよ急務になっています。とりわけ広島、長崎の惨禍を経験した日本は、卑劣な核の脅しを許さないと声を突き付けていく責務があるのではないのでしょうか。

日本には、非核三原則があります。非核三原則は、時の政権の政策にとどまらず、国会の本会議を経て、国是とされています。岸田文雄首相も核共有は認められないと国会で答弁をしています。核による脅威を取り除く唯一の方法は核兵器廃絶であり、日本政府に核兵器禁止条約への参加を強く求めることではないのでしょうか。

町長、国に対して核兵器禁止条約に批准、承認するように要請してほしいと思います。町長の見解をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただ今の御質問は、かなり高度なお尋ねでございますので、しっかりとちょっと勉強させていただきたいなと思います。

再三再四ですね、いろんな組織団体から政府に要望はいつとるみたいですが、なぜそうなのかということもですね、含めまして、検証させていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 日本は、世界で唯一の被爆国です。核を使われた唯一の国であ

りますから、今の政府が核兵器禁止条約に背中を向けている、アメリカの顔色を伺う、こういう姿勢では国民の信頼は得られないと考えています。

最後に、日本国憲法9条は、第1項で戦争だけでなく、武力の行使と武力による威嚇まで、永久に放棄するとしています。2項では、陸・海・空軍、その他の戦力の不保持を決め、さらに国の交戦権の否認を決めています。日本国憲法は、朝鮮戦争や中国をはじめ、アジア諸国への侵略への反省を原点の一つにしています。再び侵略国家にならないという決意が込められています。同時に、2項の規定は国連憲章の原則をさらに進めて、世界平和の先駆けになろうと決意を込めたものです。力の論理の否定をさらに徹底したのが憲法9条です。

先ほど、町長答弁で力の支配は許されないと、本当にその通りだと思います。人類が経験した世界大戦の反省から、武力の行使など否定してきた国連憲章や憲法9条は戦後の国際秩序の根本、戦後の日本の原点であると強く申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

—————○—————

散会 午後1時42分

令和４年第２回芦北町議会定例会議事日程（第３号）

令和４年３月１５日

午前１０時 開 議

於 議 場

１ 議事日程

（一括議題＝日程第１から日程第９まで）

- 第 １ 議案第 ７号 令和４年度芦北町一般会計予算
- 第 ２ 議案第 ８号 令和４年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 ３ 議案第 ９号 令和４年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 ４ 議案第１０号 令和４年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 ５ 議案第１１号 令和４年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 ６ 議案第１２号 令和４年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 ７ 議案第１３号 令和４年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 ８ 議案第１４号 令和４年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 ９ 議案第１５号 令和４年度芦北町水道事業会計予算
- 第１０ 議員派遣の件

（一括議題＝日程第１１から日程第１６まで）

- 第１１ 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１２ 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１３ 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１４ 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１５ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１６ 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出

（閉 会）

２ 出席議員（１６人）

- | | |
|---------------|---------------|
| １番 楠 原 清 照 君 | ２番 長 口 隆 君 |
| ３番 林 田 燿 宏 君 | ４番 坂 本 登 君 |
| ５番 宮 内 道 則 君 | ６番 寺 本 順 一 君 |
| ７番 古 村 逸 男 君 | ８番 白 坂 康 浩 君 |
| ９番 前 田 徹 一 君 | １０番 元 山 秀 志 君 |
| １１番 平 松 洋 一 君 | １２番 川 尻 成 美 君 |
| １３番 寺 本 修 一 君 | １４番 岡 部 恵美子 君 |

15番 草 野 安 道 君

16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	長 崎 十三男 君
住民生活課長	福 井 成 昭 君	福 祉 課 長	池 田 康 浩 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農 林 水 産 課 長	佐 竹 貴 幸 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
スポーツ・文化振興課長	内 田 照 也 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福 田 貴 司 君	次長(課長補佐)	窪 田 和 彦 君
--------	-----------	----------	-----------

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

1 町村議会議長会・副議長研修会（全国町村議会議長会）

期 日 令和4年5月30日（月）

場 所 東京国際フォーラム（東京）

目 的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため

派遣議員 副議長

2 町村議会議長・副議長による県関係国会議員への要望活動（熊本県町村議会議長会）

期 日 令和4年5月31日（火）

場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京）

目 的 定期総会決議事項等要望

派遣議員 副議長

令和4年3月15日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

- 第 1 議案第 7 号 令和 4 年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 8 号 令和 4 年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 9 号 令和 4 年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 10 号 令和 4 年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 11 号 令和 4 年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 6 議案第 12 号 令和 4 年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 7 議案第 13 号 令和 4 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 8 議案第 14 号 令和 4 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 9 議案第 15 号 令和 4 年度芦北町水道事業会計予算

○議長（宮尾秀行君） 日程第 1、議案第 7 号「令和 4 年度芦北町一般会計予算」から日程第 9、議案第 15 号「令和 4 年度芦北町水道事業会計予算」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

質疑は、3 人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 皆様、改めまして、おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に、当委員会に付託されました議案第 7 号、令和 4 年度芦北町一般会計予算については、3 月 8 日に審査を行いましたので、その経過及び結果を御報告申し上げます。

令和 4 年度の一般会計予算総額は、災害復旧事業に係る国県支出金及び町債が大幅に減となることなどから、前年度に対し 17 億 4,500 万円減の 122 億 5,500 万円となっています。

地方交付税は 37 億 4,000 万円が見込まれ、町債は 12 億 2,180 万円措置されています。

特別会計は、7 会計の合計で、前年度に対し 4 億 7,810 万円増の 67 億 8,740 万円が計上され、一般会計、特別会計及び水道事業会計をあわせた予算総額は、

193億7,540万円となり、復旧・復興を着実に実行していくための予算編成が行われています。

以下、審査の概要について申し上げます。

はじめに、総務課では、前年度に対し6,223万1,000円増の16億3,177万5,000円が計上されています。増額の主な要因は、ふるさと応援寄附金基金積立金の増額などによるものです。

防犯対策につきましては、防犯灯及び防犯カメラの設置補助のほか、老朽危険空家の解体に対し補助を行う制度が創設され、防犯及び生活環境の改善が推進されます。

防災対策では、避難場所の環境整備や各地域へ防災倉庫を設置するほか、防災士資格取得に対する補助や、地域における防災資機材等の整備に係る補助を行い、地域防災力の向上が図られます。

選挙費において、令和4年7月25日任期満了の参議院議員選挙に係る経費が計上されています。

主な質疑を申し上げます。

資格取得補助を行う防災士の役割について質疑があり、日本防災士機構により認証される資格であり、地域の防災リーダーとして、住民に対し防災面での助言・啓発を行い、地域防災力の向上を図るための活動を行うものであるとの答弁がありました。

また、老朽危険空家等除却促進事業補助金について質疑があり、町内の空き家に対し、住宅地区改良法に基づく判定を行い、老朽危険家屋に該当する場合、補助対象経費の2分の1、上限50万円の補助を行うものであるとの答弁がありました。

次に、企画財政課では、前年度に対し1億936万6,000円増の16億593万9,000円が計上されています。増額の主な要因は、ふるさと納税関係事務経費の増などによるものです。

ふるさと応援寄附金事業では、町内企業と連携し、地方創生と災害からの復旧・復興のため財源の確保に努められます。

移住定住事業では、新たに移住コーディネーターを任用し、相談体制と情報発信を強化し、より移住・定住しやすい環境が整備されます。また、豪雨災害に伴う空き地の活用促進等のため、賃貸住宅を建設する事業者、個人に対し、補助を行う民間賃貸住宅建設補助金が創設されています。

主な質疑を申し上げます。

空き地等に賃貸住宅を建設するための補助金2,000万円の内容と、補助の期間及び内訳についての質疑があり、移住・定住促進及び豪雨災害の公費解体などに

よる空地活用を目的として、床面積、各種設備などに一定の基準を設け補助するので、現在、補助要綱を準備している。１戸当たり１００万円を限度とし、２０戸を想定しており、期間は令和６年度までの３年間で予定しているとの答弁がありました。

また、空家調査委託料について詳細な説明をとの質疑に対しては、家屋の持主から相談を受けた後、町内の不動産業者へ依頼し、売買や賃貸が可能な物件かの判断と、間取り等の情報調査をしてもらうものであり、１件当たり５万円で１２件分を計上しているとの答弁がありました。

次に、税務課では、歳入予算として、前年度に対し３，５９７万６，０００円減の１億５，０５６万４，０００円が計上されています。減額の主な要因は、償却資産の資産価値の低下などによるものです。

また、歳出につきましては、前年度に対し３７８万９，０００円増の１億３，９６９万１，０００円が計上されています。増額の主な要因は、地方税共通納税システムの対象税目が令和５年度から固定資産税と軽自動車税が追加されることから、これに伴うシステム改修等によるものです。

主な質疑を申し上げます。

法人町民税の増額の要因についての質疑があり、主要企業への聞き取りの結果、好況の影響により納税額の増が見込まれること、その他の企業にも同じ傾向が見受けられることなどから、歳入増を見込んだとの答弁がありました。

次に、会計室では、前年度に対し１４２万１，０００円増の５５９万１，０００円が計上されています。増額の主な要因は、これまで各業務において予算計上していた口座振替手数料を、一括計上したことなどによるものです。

会計管理費において、印刷製本費や指定金融機関職員派遣手数料などのほか、令和４年度より個人町民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税のコンビニ収納が開始されることに伴うコンビニ収納手数料が計上されています。

次に、議会事務局では、前年度に対し８６２万５，０００円減の１億１，０２８万１，０００円が計上されています。減額の主な要因は、議員定数が１６名から２名減の１４名になることに伴う議員報酬などの減によるものです。

議会費において、議員報酬、特別旅費、会議録作成委託料が、監査委員費において、監査委員報酬などが計上されています。

以上、質疑終了後は、討論もなく、当委員会に付託されました議案第７号、令和４年度芦北町一般会計予算につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 次に、宮内建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（宮内道則君） おはようございます。

建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました議案第7号、令和4年度芦北町一般会計予算及び議案10号、令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算ほか2つの特別会計予算並びに議案第15号、令和4年度芦北町水道事業会計予算については、現地調査も含め、3月7日及び9日に審査を行いましたので、その結果を御報告をいたします。

はじめに、議案第7号、令和4年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

まず、建設課では、令和2年7月豪雨で被災した道路・河川の復旧を最優先とし、早期の復旧を図るための予算などが計上されています。また、町道の計画的な維持修繕や橋りょう点検及び町道射場芦北線に関連した水路整備等が進められます。

排水対策事業としては、花岡地区、小田浦地区の排水路整備に関する実施設計及び基本設計並びに田浦地区、佐敷地区の排水解析も実施されます。

住宅の整備については、災害公営住宅を芦北地区に9戸、湯浦地区に12戸建設し、令和5年7月の入居を目指すとともに、子育て世代の移住・定住を促進するため、湯浦地区の地域優良賃貸住宅の設計と造成工事等の予算が計上されています。

以上、主なものを申し上げましたが、建設課に係る令和4年度当初予算の歳出総額は16億8,995万4,000円となっており、災害関係予算等の減により、前年度比49.5%の減となっています。

主な質疑として、海路・上原・黒岩地区の町道は、落石などの影響で路面状況が悪いが、維持管理の考え方はどうなのかとの質疑に対し、建設課で注視している路線で、計画的に清掃を行っており、落石の対策は時期をみて再開していくとの答弁がありました。

また、災害の復旧・復興が最優先だと思うが、令和4年度の一般工事件数はどうなっているのかとの質疑に対し、道路と河川工事をあわせて25件の一般工事を計画しているとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、農業集落排水事業及び生活排水処理事業特別会計繰出金のほか、浄化槽設置整備事業において、合併浄化槽50基分の補助金が計上されています。

また、水道区域外の地域に対し、安全・安心な生活用水の確保を図るため、飲料水供給施設事業補助金が計上されており、歳出総額は1億7,476万3,000円、前年度比14.7%の減となっています。

次に、商工観光課の商工業振興については、町内での消費喚起と商工業者の育成

を図るため、プレミアム付商品券発行補助金が引き続き計上されています。

また、コロナ禍や豪雨災害により影響を受けている町内事業者の安定経営を支援するための災害時等特別資金利子補給補助金なども計上されています。

企業誘致については、令和3年度に整備したサテライトオフィス田浦の活用を図るとともに、サテライトオフィス計石のさらなる活性化を目指し、地域のイノベーション環境創出やワーケーション、企業誘致活動の強化を図るための地域活性化企業人募集などに取り組まれます。

観光振興については、あしきたマリナーパークを再整備するための基本構想策定及び「放課後ていぼう日誌」を活用した事業、観光うたせ船の保存・活用のための観光うたせ船事業並びに観光協会を強化する取り組みが実施されます。

観光イベント開催については、ビーチサッカー、ビーチバレー及びうたせマラソン大会などの予算が引き続き計上されています。

芦北海浜総合公園については、公園施設長寿命化計画に基づき安全・安心な公園施設の整備と適正管理に努められます。

御立岬公園については、指定管理者と連携した管理運営に努め、快適な利用環境を確保するとともに、新キャンプ場の利便性を向上させるため、Wi-Fi整備、トイレ及び炊事場増設など、新たな公園施設整備を行うための予算が計上されています。

以上、主なものを申し上げましたが、商工観光課に係る令和4年度当初予算の歳出総額は、6億1,010万3,000円、前年度比8.5%の増となっています。

主な質疑として、御立岬公園のマリンハウスは、建設後25年以上経過しているが、その他の施設も含めて老朽化対策はどのように考えているのかとの質疑に対し、マリンハウスについては、コロナ対策の交付金を活用し、カーテンやカーペット等を購入しており、畳や白蟻対策についても年次計画を立て、順次対策を行う。その他、温泉施設も含め、チェック体制などを強化し、対策を行うとの答弁がありました。

次に、農林水産課では、令和2年7月豪雨からの復旧・復興を最優先課題とし、各種事業実施のための予算が計上されています。

農業振興については、新たに農作業の省力化と環境に配慮した生分解性マルチの資材費の助成や、果樹の新規参入を促進するための樹園地型新規参入受入体制構築支援事業の補助等の取り組みが行われます。

農業委員会では、耕作放棄地の発生防止や解消、担い手への農地集積に努め、農地利用の最適化に向けた取り組みのための予算が計上されています。

林業振興については、新たに森林伐採作業のスピードと安全性を向上させるため

の機械導入に対する補助などの予算が計上されています。

鳥獣被害対策については、ICT等を活用した効率的な有害鳥獣対策の推進と地域おこし協力隊と猟友会が連携した新たな捕獲体制の構築に取り組むとともに、狩猟免許取得支援等に関する予算が計上されています。

漁業振興については、豪雨による土砂堆積や海底ごみにより環境悪化が懸念されることから、海底耕耘を継続して実施し、漁場の環境改善への取り組みが行われます。

また、漁業者の所得向上対策として、クマモト・オイスターやマガキ養殖への助成及び各種放流事業への支援も継続して行われます。

以上、主なものを申し上げましたが、農林水産課に係る令和4年度当初予算の歳出総額は7億6,659万円となっており、災害関係予算等の減により、前年度比23.2%の減となっています。

主な質疑として、今後の有害鳥獣被害対策に対する取り組みはどう考えているのかとの質疑に対し、農林業は大きな被害を受けており、安全面からも対策が必要なことは十分承知しているが、特効薬となる事業がない現状である。今後も猟友会や関係団体などと連携し、効果的な対策については研究する中で予算に反映できる部分は積極的に提案していきたいとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は、討論もなく、議案第7号、令和4年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

令和4年度は、芦北処理場の電気・機械設備の更新工事及び町内に6カ所ある農業集落排水施設に係る維持管理費などの予算が計上されており、歳出総額は4億300万円、前年度比1.8%の増となっています。

以上、質疑終了後は、討論もなく、議案第10号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、令和4年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について申し上げます。

令和4年度も、町が管理する浄化槽からの適正な放流水の確保と、効率的な維持管理が計画されており、歳出総額は5,400万円、前年度比11.5%の減となっています。

以上、質疑終了後は、討論もなく、議案第11号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、令和4年度芦北町有温泉事業特別会計予算について申し上

げます。

各施設において快適な利用環境を確保するための予算が計上されており、歳出総額は1億2,600万円、前年度比3.3%の増となっています。

主な質疑として、各施設の誘客について、どのようなことを行っているのかとの質疑に対し、湯浦及び計石の温泉センターは、公衆浴場のため、接客や施設の維持管理により、利用者の満足度を高めている。

ヘルシーパークについては、令和3年度から「放課後ていぼう日誌」のスタンプラリーによる誘客を行っており、継続して行うとともに、令和4年度からはヨガ教室を開催し、新たな利用者の獲得に努めるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は、討論もなく、議案第12号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、令和4年度芦北町水道事業会計予算について申し上げます。

令和4年度は、水道の安定供給のため、水道事業長期計画に基づき、施設や管路の更新及び耐震化を重点的に行うとともに、令和5年度からの水道料金コンビニ収納導入に向けた料金システム改修に係る予算などが計上されており、収益的支出と資本的支出をあわせた予算額は3億3,300万円、前年度比4.9%の減となっています。

主な質疑として、老朽化した水道管の更新計画はどうなっているのかとの質疑に対し、水道管の既設延長は11.1kmであり、その中で水道管設置から40年以上経過した路線や漏水が多い路線など、優先度の高い順から計画的に更新を行うとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は、討論もなく、議案第15号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 最後に、林田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（林田耀宏君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

定例会初日に当委員会に付託されました令和4年度予算関係5議案について、3月7日と9日に審査を行いましたので、その経過及び結果を報告いたします。

はじめに、議案第7号、令和4年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

福祉課では、前年度に対し4,821万9,000円減の25億4,936万6,000円が計上されています。減額の主な要因は、放課後児童クラブ施設整備事業完了等によるものです。

高齢者福祉及び障がい者福祉では、各種計画に基づき、ニーズ・状態に配慮した適切な支援やサービスの提供を引き続き行っていくとともに、被災者支援について

は、地域支え合いセンターで被災者を巡回訪問し、被災者に寄り添いながら丁寧に支援を行っていく。

また、児童福祉では、子ども医療費の無料化、保育園等を利用する3歳から5歳児までの副食費の無償化及び認定こども園等の施設整備への支援に取り組んでいくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。

保育士の給与が低いと言われているが、処遇の改善はどうなっているかとの質疑に対し、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金のほか、平成29年度からは保育士の経験年数と受講した研修に応じて、職員に手当を支給することを目的とした加算が行われており、国の保育士に対する処遇は年々改善されているとの答弁がありました。

次に、住民生活課では、前年度に対し5,129万2,000円増の13億4,016万円が計上されています。増額の主な要因は、後期高齢者医療事業特別会計の療養給付費増加に伴う繰出金の増及び水俣芦北広域行政事務組合へのごみ処理負担金の増等によるものです。

各業務においては、マイナンバーカード普及推進やパスポート申請等の事務処理に努めるとともに、水俣病関連事業に係る情報発信事業、もやい直し事業、地域再生事業に引き続き取り組んでいく。

なお、環境対策については、植物由来の原料を使ったバイオマスプラスチック製の家庭用指定ごみ袋の導入に向けた取組を試行的に行い、プラスチックごみの削減、二酸化炭素排出抑制により、環境負荷の軽減に努めていくとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。

ごみ処理対策支援事業のライスレジンについて詳細な説明をとの質疑に対し、令和4年度から試行的に取り組むもので、可燃ごみ用の袋1種類を試作し、利用者のアンケートや販売店などの意見を取りまとめて、次年度に新たにに取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、健康増進課では、前年度に対し581万6,000円減の2億3,742万8,000円が計上されています。減額の主な理由は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の減によるものです。

芦北町健康づくり推進計画に基づき、生涯現役、健康寿命の延伸に向け、各種事業を行っており、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、3回目の追加接種及び5歳から11歳までを対象とする小児のワクチン接種が主なもので、国の指示のもと、スムーズかつ安全に接種が実施できるよう準備を進めるとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。

予防接種事業について詳細な説明をとの質疑に対し、予防接種事業は子どもの定期接種、任意接種となる風しん予防接種、インフルエンザ、また大人を対象とした時限措置で行っている風しん抗体検査などあるが、子どもの定期接種分に係る委託料が主なものであるとの答弁がありました。

次に、教育課では、前年度に対し1億3,110万6,000円増の5億9,742万2,000円が計上されています。

学校教育については、児童生徒のさらなる学力向上のため、教育現場に精通した指導主事を配置するとともに、ICT機器を活用した効率的・効果的な授業の実施、個々に応じたウェブ学習の推進に取り組み、また不登校対策としては、不登校対策支援員を配置し、その未然防止と早期解消に努めるとともに、子ども自立支援室の運用を通して、学力の向上にも取り組んでいくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。

給食調理業務委託について、調理のみを委託することだが、職員の配置や施設の利用についてはどうなるのかとの質疑に対し、運営面は管理業務や食材発注業務等これまでの体制を維持する。職員についてもこれまで通り配置し、栄養教諭も県からの配置がある。委託するのは調理のみであるとの答弁がありました。

次に、スポーツ・文化振興課では、前年度に対し1億7,453万7,000円減の5億3,475万7,000円が計上されています。減額の主な要因は、継続費で行っている町民総合センターの改修工事費が減少したことによるものです。

スポーツの振興では、競技力の向上と生涯スポーツの推進を図り、安全で安心して利用できる各体育施設の適正な維持管理に努めるとともに、11年振りに水俣・芦北地域で開催される第77回熊本県民体育祭の成功に向けて取り組んでいく。

また、文化の振興では、九州大会以上の大会出場補助や、文化祭・文化講演会等を実施し、文化・芸術に触れる機会の提供と文化意識の高揚を図っていくとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。

トップアスリート合宿誘致事業の招聘団体は決定しているのかとの質疑に対し、空手道の予定で、東京オリンピックのメダリストや世界選手権大会の代表選手を計画しているとの答弁がありました。

次に、コミュニティセンター課については、前年度に対し424万5,000円増の2億4,189万2,000円が計上されています。増額の主な要因は、職員配置等の増及び地区公民館新築工事補助金の増によるものです。

2年目を迎えている芦北町総合コミュニティセンターでは、あらゆる世代が集い、交流し、町民一体となって子育てができ、魅力あふれる郷土を受け継いでいく次代

を担う子どもたちを育む場所を目指していくとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。

歳入の地域学校協働活動推進事業補助金が増加しているがその理由はとの質疑に対し、令和3年度までの家庭教育支援事業に加えて、令和4年度から地域学校協働活動と放課後こども教室が補助対象事業となったためであるとの答弁がありました。

また、地区公民館施設整備支援事業の補助率はとの質疑に対し、消費税を抜いた事業費の2分の1を補助するものであるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は、討論もなく、当委員会にかかります議案第7号、令和4年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

事業勘定については、前年度に対し4億3,200万円増の34億2,000万円が計上されています。

本年度も生活習慣病予防に重点をおいた特定健診等に取り組み、重症化防止に努めるとともに、18歳以下の子どもに係る保険税の均等割全額減免を引き続き行い、子育て世帯の支援を図るとの説明がありました。

直診勘定については、前年度に対し90万円減の240万円が計上されています。診療所が被災し休診中のため、引き続き町内医療機関までの送迎を行い、受診できる体制づくりに努めていくとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。

予算総額で、約4億円の増加の要因はとの質疑に対し、70歳以上75歳未満の被保険者数の増及び1人当たり給付費の増に伴う一般被保険者療養給付費の増加によるものである。高額な調剤を使用している被保険者が増えているのも要因の一つであるとの答弁がありました。

また、吉尾温泉診療所は休診しているが、吉尾地区への往診等を行っているのかとの質疑に対し、往診は町内の医療機関が行っており、町は運転業務を委託し、吉尾地区から町内医療機関への送迎を行っているとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第8号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、令和4年度芦北町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し3,600万円増の24億3,100万円が計上されています。

介護保険事業では、第8期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、

地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、在宅医療介護連携推進事業や認知症総合支援対策に取り組むとともに、介護予防にも重点を置き、介護予防や機能改善を重視する自立支援・重度化防止の充実に努めていくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。

要介護・要支援認定者の中で認知症が多いと聞くが、人数はどれくらいおられるかとの質疑に対し、判断基準である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の方は、令和4年3月7日現在、要支援・要介護認定者の中で663人となっている。認定者1,675人の約4割であるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第9号については、全会一致で原案とおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し1,000万円減の2,700万円が計上されています。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症による支援である奨学給付金の上乗せ給付が完了したことによるものです。

主な質疑について申し上げます。

奨学資金の貸付者数はとの質疑に対し、貸付者は47人で、うち新規分、高校生1名、大学生10名分を計上しているとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、令和4年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計算について申し上げます。

前年度に対し1,700万円増の3億2,400万円が計上されています。

事業については、引き続き、被保険者の健康保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めていくとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。

医療機関での窓口負担が2割になる人は何人かとの質疑に対し、被保険者数4,076人の中で、窓口負担が2割になる見込みは266人の6.5%。ちなみに、1割負担は3,748人、92%、現役並みの3割負担は62人、1.5%となっているとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第14号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号から議案第15号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、議案第7号、令和4年度芦北町一般会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第8号、令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第9号、令和4年度芦北町介護保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第１０号、令和４年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１０号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第１１号、令和４年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１１号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第１２号、令和４年度芦北町有温泉事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１２号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第１３号、令和４年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１３号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第１４号、令和４年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１４号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第１５号、令和４年度芦北町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１５号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第１０ 議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君） 日程第１０「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第１００条及び会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員

派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について、変更が生じる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

—————○—————

第 1 1 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 2 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 3 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 4 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 6 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出

○議長（宮尾秀行君） 日程第 1 1 から日程第 1 6 までの各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和 4 年第 2 回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

—————○—————

閉会 午前 10 時 41 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員